

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び延会 令和7年3月19日（水） 午後1時00分 開会
午後7時16分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 浩 |
| | 副委員長 | 杉 本 訓 規 |
| | 委員 | 西 川 善 浩 |
| | 〃 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 吉 村 始 |
| | 〃 | 谷 原 一 安 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| | 議 員 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 財 務 部 長 | 米 田 匡 勝 |
| 総 務 部 長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |
| 都市計画課長 | 竹 本 淳 逸 |
| 〃 主 幹 | 勝 浪 栄 次 |
| 建設課長 | 西 川 好 彦 |
| 教育部長 | 勝 眞 由 美 |
| 教育総務課長 | 葛 本 康 彦 |
| 学校教育課長 | 森 本 欣 樹 |
| 生涯学習課長兼中央公民館長 | 津 本 佳 成 |

生涯学習課主幹兼文化会館長	椿 本 真 司
生涯学習課主幹兼図書館長	石 川 孝 子
生涯学習課主幹兼歴史博物館長	神 庭 滋
体育振興課長	福 森 伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岩 永 睦 治
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第36号	令和7年度葛城市一般会計予算の議決について
議第37号	令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第42号	令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第40号	令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第38号	令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第41号	令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第39号	令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第43号	令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第44号	令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後１時００分

藤井本委員長 それでは、本日の会議を開きますので、ただいまより中継を開始いたします。

ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

今日は山を見ると雪が白く積もって、非常に寒い日となりました。朝から市内５つの小学校で卒業式、皆さんご出席されただろうと思います。非常に寒いですが、小学校へ行くと、学校の卒業式で校長先生の言葉、また卒業される児童の言葉の中に、笑顔あふれる学校、笑顔という言葉が卒業式なんかでよく出てまいります。我々、葛城市の予算審議をしているわけですが、来月から始まります７年度も笑顔があふれるまちというふうな形のことを思いながらご審議をいただきたいと思います。

本日は一般会計６款、７款、８款というところを予定しておりますので、慎重審議いただきますようお願いいたします。

それでは、委員外議員のご紹介をします。柴田議員、松林議員。

発言される場合、必ず挙手をいただいて、私のほうから指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めていきたいと思いますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名した後、質問者が替わるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、委員からの質問の趣旨や意図が理解しづらく、的確な答弁ができない場合には、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認というのは、理事者側の反問権として認めております。

また、答弁における予算の年度についてはご注意ください。今、審議しています新年度予算については令和７年度予算、そして今日現在の今年度予算は令和６年度予算と、できるだけ具体的な年度で説明をお願いいたします。

なお、答弁者については、原則として部長または担当課長でお願いいたします。課長補佐級以下の委員会室への入室は原則として認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて、委員会室の入り口付近のマイクより答弁をお願いいたします。

それでは、本日の議案審査に入ります。

本日は、６款土木費に対する質疑から行います。

質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 本日もよろしくお願いいたします。私から、そしたら138ページです。

6 款、2 項、3 目尺土駅前周辺整備です。これの14節工事請負費なんですけど、これ令和6年度に施工する予定やったんですけど、前の、いつやったかな、総務建設の説明のとき、ごめんなさい、補正予算の説明のときに国からの補助金がつかなかったということで、令和7年度に再度上げてこられてるんですけども、これは確実なんですかね。まずその辺お伺いしたいということと、これやっぱり市民の方みんな早く供用開始をしてほしいということを望んでおられるので、その時期がずれてると思うんで、その辺をきっちりと明確にお示ししていただきたいというところが1つ。

そして、139ページです。6 款、2 項の5 目社会資本道路改良交付金事業費ですね。これの社会資本道路改良事業の中の16節用地購入費、これどこの分を用地購入されるのかということと21節の補償金、これは何の補償に充てるのかというところをお伺いしたいと思います。

藤井本委員長 2 点。

西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいま西川委員さんのご質問の1 点目の尺土駅前につきまして、まず確実なのかというご質問でございますが、確実かと言われると、不確実としか答えられないんですけども、ただし、先般の補正のほうの審議のところで言わせていただいたんですけども、国の補正予算を令和6年度に獲得しておりますので、前向きに進めていくという姿勢は見ていただけて、また、この尺土駅前につきましては昨年度も75%の内示率をいただいております。この事業は重点的な国も推している事業でございますので、補助率はかなり高くつくと思われております。

早く明確にというご指摘でございますが、もちろん我々もこれも含めて課題も残っておりますが、交渉等進めて、早くできるように尽力のほうさせていただきます。

2 点目の社会資本の分でございますが、用地購入費と補償のほうです。

時期につきましては、今現在、何年度に完成予定までは言いづらいのが現状でございます。橋だけでいいんですかね。橋の取り合い、令和7年度の新年度に行う事業につきましては、令和8年3月末を予定しております。

続きまして、社会資本でございますが、用地購入費と補償金、この2点はセットになっておりますので、これにつきまして説明させていただきます。

用地購入につきましては、まずは中道諸鉤線。補正の際にも出てきましたが、その際は繰越しで測量設計等を入れておりますが、その部分でございます。

あともう1 点、兵家・南今市線で、昨年度と同額で上がっているんですけども、所有者とはおおむね合意をいただいているんですけども、もう少しということで同一金額で計上のほうさせていただいております。

補償につきましても、中道諸鉤線は家が建っておりますので、その家の補償の分でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 何て答えたらいいんですか、課長の答弁で不確実と言われたら。これ予算が上がってきて不確実というのは、国の予算がつかないから不確実なのか。要はこの6,500万円に関してね、ごめんなさい、もっかい整理させてもらいますけど、どこまでの工事のことの6,500万の内容をおっしゃってんのかというところを、もう一回整理するために聞きたいんですけどね。それと不確実という言葉はちょっとやめてほしいなというところがありますんで。それ訂正いただきたいなというところありますね。

中道諸鉄線のこと、それと兵家・南今市線ですか。これも兵家・南今市線のほうについては交渉して、令和7年度ですね、これについてはほぼ確実やから、今予算を上げてこれているということは理解をいたしました。これはそのとおりでいいのかなと思うんですけど、あと中道諸鉄線、これ用地買収、行き止まりになってたところですね。これがあと弁之庄、ごめんなさい、弁之庄じゃなくて、寺口・北花内線につながるまで、あとどれぐらいの部分由市としては購入をせなあかんのかと。そのめどはついてんのかというところもお聞かせ願いたいですね。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 まず、尺土駅前につきまして、不適切な表現、申し訳ございませんでした。できる限り事業が進むように尽力させていただきます。

場所のほうにつきましては、橋ですね。新たに橋をつけさせていただきました。その西と東の市道との取り合い部分の工事のほうをさせてもらう予定でございます。

中道諸鉄線のめどにつきましてなんですけども、今回の予算に上げている部分も、長年交渉して、一部止まっていた時期もあるんですけども、交渉できました。これを引き続き、つながるにはあと1件でございますので、これを機にまた交渉を再開したいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 件数を聞いてはったつけ。どれぐらいの長さという距離的な話を聞かれたと思うんですけど。寺口・北花内線まで。

西川建設課長 ほんとに多分100メートルもないかと思いますんで、距離的には短いんです。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。6,500万円に関しては、そしたら僕はちょっと勘違いしてるというか、先ほど交渉とかおっしゃってたから、家の話もあるのかなと思ったんで、その6,500万の中にはね。じゃなくて、橋ですよ。そうですね。僕はそれやろと思うてたんですけど、それは結局そやから国の補助金がつかへんていうことが、さっきの言葉で言うと不確実という話をされた。そこは違うと思いますよ。そうしとかんとやっぱりつけに行かなあきませんやんかと思いますね、それはそこに。そんなんやったら、補助金次第で何ぼでもこの事業なくなりますよというようなことになっちゃうんで。

市民の方が、これは早く、あそこ見通しもまだまだ悪いですので、令和8年でしたっけ、今で言うたらね、ところに向かって確実にやらんなあかんのですよ、これは。それが国からの補助金がないからどうのこうの。それはつけに行かなあかんと思いますよ。

その辺は、これ意見だけなんで、また皆さん言うていただいたらええと思いますが、それに左右されるようでは。あそこは、尺土駅前というのはもちろん、新市建設計画のときからずっと決まってる、尺土駅のところについては長年やってることなんでね。これについては国も認めろという話で、きっちりせなあかんと思いますね。それは意見だけにしときますけど、それが不確実。何回も、ほんだら来年度、令和7年度あかんかったから、今度令和8年度に上げる、そんなことは絶対あきません。

あと、中道諸鉾線については、あと100メートルほどのところが残っているということで、これは今やっと一応道筋はついたかなというところなんで。これも葛城市の真ん中を通る道、これが仮称、弁之庄・木戸線に向かって走っていく真ん中の道になるので、真ん中の道をしっかりと通すということは、これについても葛城市の発展にかなりつながることやと思うし、これが尺土の駅前までつながるんですから。そやからここについては尽力していただきたいというところで意見とさせていただきます。

藤井本委員長 ほかに、関連。

吉村委員。

吉村委員 尺土駅前周辺整備事業費について、一個だけ関連で。

今、令和7年度中にいわゆる市道と葛下川にかかる橋との取り合い工事ができたとして、その後、例えばロータリーの仮開通とか、東から西のほうに向かうロータリーを経由するところの仮開通とか、話を聞いていたかと思うんですが、それも含めて、今後ここまで見通しているという年度と、それからここまでは見通せてますということについてお答え願えますでしょうか。確認です。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村委員の質問にお答えさせていただきます。

今後の見通しでございますが、委員おっしゃっているとおり、今回、橋の取り合い工事が終わりますと、ロータリーのほうに着手をしたいと考えております。補助金、できるだけ獲得しまして、令和8年度にロータリーに着手したいと考えております。暫定的な道路になるんですけど、ロータリーの部分に着手するということでお願ひします。

完成につきましては令和8年度中に、令和9年3月末を予定しております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。できるだけ速やかにいくことを願っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに、関連。

谷原委員。

谷原委員 関連ですけれども、尺土駅前周辺整備事業のほうについてまずお聞きします。

社会資本道路改良事業についてもお聞きしたいんですけども、尺土のほうに限ってですが、1つは、ここには土地の用地取得のための予算が計上されておられません。だけど、これが動かない限り完成にはいけないと思うので、これ上がっていないのはどういうことなのかということについてお聞きしたいと思います。これが1つです。

それからもう一つですけれども、国の補助金という話が出てまいりました。これ単費ではとてもじゃないけど大変なので、国の補助金を使ってということですけども、国の補助金がつくとして、毎年の交付限度額みたいなんがあるんでしょうか。と申しますのは、一遍に何億というふうな形の補助金がつくのであれば、事業は進むと思うんですが、そこに上限額があれば、一定の年度年度でつく、つかないと点減しながらいかなあかんのかなということになるので、そこをお聞かせ願いたいんです。

以上2点です。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、用地取得の予算が計上されていないことにつきましてなんですけども、こちらにつきましては地権者と交渉を重ねているんですけども、申し訳ございませんが、まだ合意のほう至っておりません。合意に至りましたら、まずは鑑定手数料から上がってくると、で、建物の補償鑑定と、そういうことが前段起きて、その後、用地補償とか用地費が出るということで。申し訳ございませんが、まだ合意に至っていないというのが理由でございます。

次の質問の上限があるのかということなんですけども、上限についてというか、市全体として一定額の目安額というのは上限、尺土だけにかかわらず、ほかの社会資本も含めて、ある程度の枠があるというふうに確認しております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。用地取得については合意に至っていないので、合意が出た時点で予算化するということですね。

しかし、これについては予算委員会でやるのもあれなので、またぜひどっかの報告でお願いしたいと思うんですが、この報告を。と申しますのは、仮のロータリーというふうなことで、またこれもすごいお金かかって、また本ロータリーみたいな。本当にお金を使うことになるので、一番は地権者の方にご協力いただくというのが一番だろうと思うんですけども、この件についてはまたご報告をお願いできたらなと思います。予算委員会なので、これまでにしておきますが。

もう一つは、私の認識では、合併特例債があったときに、それで一気にこれをやればというふうな、僕も議員になったときに思ったんですが、なったときには既になかったという状態で、通常社会資本整備の交付金でやらなければいけないと、時間かかりますよという答弁をその当時聞いたことがあるので、お聞きしたんです。市全体での補助金の交付額の上限はどれぐらいなんですか。今おっしゃったのでね、つまり、毎年補助金がついたとして、この事業費の残りを考えたときに、一体あとどれぐらいかかるというふうに踏んどいたらいいんですか。物すごく、我々も財源上のめどがない中で議論しても大変なので、そこら辺のこ

とが分かれば。一番いいのはどんと国がつけてくれたらいいんですけども、そうじゃないみたいな言い方だったので、お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員のご質問なんですけど、今、数字をすぐに出すことはできないので、申し訳ないですけど、改めてご報告させていただきます。

藤井本委員長 改めて答弁するということ。

西川建設課長 今、手元にないんです。

藤井本委員長 聞いてる人、どう考えたはんのか分かれへんけども、事業別に限度はないけども、市として限度というのがあるという話なんやね。そういうのを数字で答えるて、そんなんできんの。

安川部長。

安川都市整備部長 市としての限度についてなんですけど、それは市として各市にあるかというたら、それはないかと思います。それは国の施策によった中で配分が全体的に決まるので。ただ、目安としてはこれぐらいであろうというのは毎年の経験からあるんですけど、あるかないかと言われたら、それは国の施策になりますので、それはございませんということでございます。

藤井本委員長 目安というのは、目安としているわけやね、こちら側が。国が配分してくれるから。谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりましたけども、今のお話を聞くと、過去の例から経験知的に、国は大体この程度だろうというふうなニュアンスのように取れたんです。そうであればそうであるとして、事業の計画はどうかということがありますし、本当につけてくれるんだったら、それこそ一生懸命陳情に行って国のほうに掛け合ってやるということもあるだろうけれども、現状でいった場合はどんなものなのかというのは、一回めどを出していただけたらと思うんです。

過去の経験知上、社会資本整備事業に対する交付金がこれぐらいなので、大体こういうめどになるというぐらい。でないと、本当にずっとすごく長くかかっている事業なんですね。議会としても早くやってくれ早くやってくれいうて言うてるんですけども、いつも予算そのものもそう大きい予算がつくわけじゃないので、ここら辺のこと、もうちょっと分かるように、また機会があれば委員会等でご説明いただけたらと思います。

藤井本委員長 補正予算のときも出てたんですけどね。これ副市長が答えていただけたらありがたいねけど。部長か副市長か。

予算書に出てくるということは、ある程度、補助があるというのを確約というんですか、見込んで予算書に出てきて、それを議会で審議してるわけですよ。この前もそうやったけど、年度が終わるようになってから、つきませんでしてん。つかなかったからできないというのは、それも市の言い分は分かんねけども、予算審議してるときに計上してる、国と、ほぼほぼ補助がつくだらうということやと思うてやってるんで、その辺のそこはどんなレベルでつけてきてんのかね。途中でつきませんでしてん、それは答弁としてはそうなんのかわ

かんないけども、そんなんでは審議進んでいきませんやん。そこはどうなんやろ。

安川都市整備部長 国費については、予算の前に要望額を国に対して要望します。それがほぼほぼ予算額ということにはなろうかと思います。場合によっちゃ、その予算額以上を要望した中で、内示を見越した予算を設定することもございますが、基本的にはそういうことでございまして、例年例年内示率というのが変わってきます。その辺まではこちらのほうでも見越せないで、そのまま組んだ予算を純単費で執行できるかどうかというところは検討はする必要はあるかと思うんですけど、基本的には内示率に従って、する工事を決定して進めていくのが例年の補助事業のやり方でございます。

藤井本委員長 その内示というのはいつ頃出ますん。

安川都市整備部長 内示、4月……。

藤井本委員長 今の現時点では内示も出てないという。

安川都市整備部長 出てないです。ですんで……。

藤井本委員長 出なかったということもあり得るという話。

安川都市整備部長 そうですね。国会審議が終わって、予算の配分が決まって、うちに通知が来て。

それで今年度の工事をできるかでけへんを判断すると。今年度につきましては、内示率が低い分もあったんで、その分は国補正、12月補正をまた要望して、つけてもらうかもらえへんかというところで、ついたらまた、その当初につけた工事をその時点から執行するということのやり方を例年してるかというところでございます。

藤井本委員長 分かりました。次行きます。

ほかに。関連。

増田委員。

増田委員 尺土駅前、これ全般にわたるお話も先ほど出てたんで、確認もう一度したいんですけども、補助のめどがついて、市の予算、あまり毎年大きな変動がないように、限られた範囲の予算の中で配分されて、めどのついたやつを事業予算化、出していこうと。ところが、国の都合でつかなかったということで停滞してるんですよね。こういう状況って葛城市だけなんですか。これ国が一応めどつけたということは、予定してたやつがドタキャン、なくなったという理由って国から何か説明あるんですか。今回、複数の事業がつかなかったということの理由って何なんですかね。逆に言うと、ほかの市町村は出てるけども、葛城市だけ出なかったというようなことじゃないですよということを確認したい。

それから、谷原委員さんの質問の中で出た迂回路というか、もともとのロータリーの計画。これは私の認識ですよ、この用地買収を待っていたら、この事業が一向に進まないんで、まずはエレベーターをつける。その段階でこの用地買収は後回しにして、エレベーターつけて、それから一方通行の迂回路をつけるというのを優先してやるという計画変更したんですよ。そういうことやった。間違ってたら言うてくださいよ。そういうことでしょう。だから、今用地買収をして、それを先しまししょうとか、その話を前進しますじゃなしに、早く、変更した一方通行の迂回路の手だてをせんと、私意味ないと思うんですよ。言うてる間に用地買収の話がまた元へ戻ってというようなことになると、1次計画、2次計画がぼしょんになっ

てしまうんで、私は一方通行に変えるという計画変更した段階で、あそこの工事を早く進めていただきたい。

取り合い、分かりますよ。橋の取り合いのとも分かりますよ。だけど、今一番あの付近で困っている状況というのは、駅前の狭い3メートルしかない道なんですよ。あそこが問題なんですよ、通学路も含めて。橋の取り合いよりまだ狭いんですよ、あの駅前の道路が。それを迂回路と東向きの道路とで一方通行で流れをよくしようやないかと言ってるんですから、私あの工事というのは優先順位が高いと思うんで、8年と言わはったけど、待たずしても、早く。また補助金がつかなかってというようなことがあったら困りますんで。

以前に安川部長が言っておられて、そのようになってないというのが1つあって。広くなった、エレベーターもついた。私も心配してた、乗降用の車の駐車。複数台の車が、本来止めませんというてたところへ止まってるんですよ、やっぱり。それも含めて、あこは危ないですよ。止められるんでしたら、止めてもいいですよと変えてもいいでしょう。そのほうが便利やったらね。ちょっと広くなってるんで、東のほうは。そやから、本当に止めたら困る、危ないというのであれば、もうちょっと指導もする必要があるのかなというのがまず1つ。

それから、中道諸鉾線、これちょっと曖昧な表現されて、もう一度確認したい。というのは、西川委員がおっしゃってた県道寺口・北花内線のとこまで届くんか届かないんか。100メートルいうて、100メートルがどこなんか。ある一定のところまで道は拡幅工事もされて、砂利道ではありますけども、寺口・北花内線から北向いて、一定の道路らしきものは今現在あると思うんですね。そこまでの突き当たりから砂利道までのところの工事を予定されてんのか、つながんのか。そこ教えてください、もう一回。いや、まだ途切れますというのんか。そこがつながんのかつながらないのかで大きく変わるんで、そこもう一度説明お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま増田委員のご質問にご回答させてもらう前に、1点だけ。1つ目の尺土の中で2つご質問あったかと思うんですけども、迂回路のお話は交通安全の部分をお答えさせてもらったらよろしいんでしょうかね。

(「工事」の声あり)

西川建設課長 工事の順番ですか。

(「あこは危ない、優先順位は早うするべきちゃうかと」の声あり)

西川建設課長 早くすべき。分かりました。1問目の補助金の内示のお話なんですけども、確かに我々もかなり低い率でございましたので、近隣市と県にも確認させていただきました。これが一覧表で全国で公表されることはないんで、内々で聞かせてもらったんですけども、市の中でうちのまちは大体平均的な数字でございまして、ひどいところに至りますと、要望額の8%というまちもございました。そういうことで、うちが特別低いわけではないということでご理解のほうお願いいたします。

2番目のロータリー部分を先行するというお話でございしますが、これは地元とも通学路のお話の中で、今現在でしたら西のほうへ行っていただきますとマウントアップの歩道がございまして、その一端、北側のほうを皆さんお歩きになっていまして、今、停止誘導線という

てグリーンと白で横断するような線も引かせていただいているんですけども、そこを真っすぐつなぐことによりまして歩道が駅まで延伸してきますので、ずっと子どもたちは北側を歩き続けることができるということで、今回、橋の取り合いのほうを優先させていただいております。

3点目の中道諸鉤線につきましては、申し訳ございませんが、ずっと開通まではいかないんですよ。地権者がお一人おられますんで、それさえクリアすれば。今回予算計上させていただいていますのは、まずは南側の入り口のところにあるところの家を取り壊すというところまでの予算でございまして、これが終わりましたら、来年度、道路を造る予定でございまして、それと並行して、残り1件の地権者と交渉を進めて並行してやっていく計画でございまして。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。補助金は、近隣の市町村とまあまあ大体全国レベルで、国の予算がつかなかったというのは皆同じ程度やと。特に市長の努力不足で補助金がつかなかったということでもない、そういう言い訳かなと思うんですけども。西川委員もおっしゃったように、これはしっかりと汗かいて。何回も東京も行っていただいて、国会議員にもお願いもしていただいているというのは承知をしております。更にご努力をお願い申し上げたいなと。

それから、分かりました、尺土駅前。通学路の位置を北に持っていくと。北のほうに持っていくんで、それをつなげるためには、橋の取り合いのところを整備しないと、そこにつなぐことができひんと。今の道の南側に入ってるグリーンの線を道の北側、駅側のところに変更するというふうに理解したらいいんですかね。そういうことすな。通学、今、南のほう歩いたはりますやろ。私何心配してるかいうたら、あの一番狭いところも危ないんです。ところが、そこからもうちょっと西へ行ったら危ないんです。鉄板敷いてて、敷いてないところ敷いてるとことあったり、何か変なんです、あの道の状況がね。だからあそこをすきっとするためには、一方通行のロータリーというのは先するべきじゃないかなと思ったんですけども、歩道を優先するために、北のほうに持っていくために、それをつなげるための橋の取り合いの工事を先にするということです。分かりました。

それから、中道諸鉤線は、承諾を得られた突き当たりの家の部分だけ取りあえず買うとくと。どうなんですかね。更地みたいな形で、道みたいなものまで確保できたところまででも工事するんですかね。それとも用地を、家の撤去までの工事を7年度にするということなんですかね。そこもう一度お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいまの増田委員のご質問なんですけど、中道諸鉤線につきましては、令和7年度の予算では取り壊しのところまでしかついてないんですけども、令和8年度は工事をする計画を持っております。舗装とか歩道をつける。部分的に、今南側も来てますので、最後がすぐにも合体できるように準備をしたいと考えております。

尺土は、先ほど吉村委員のご質問のときにご説明させていただいたとおり、令和8年度にロータリー部分に着手し、令和8年度中に完成をするという計画で進めております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 そういうことで、予算もしっかりとお願いしておきたいというのと、尺土駅前は分かりました。7年度の工事によって安全性は向上するというふうに解釈しました。通学路がね、向上すると。いいんですね。

中道諸鋤線は家の部分が用地買収、それからその次に道路の側道も含めて、できるところまでの工事はすると。真ん中だけ若干30メートルほど残ると。真ん中で残る。めどがついてない。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 委員長にお願いしたいんですが、私の質問の中の認識が違うのかもわかりませんが、増田委員のほうそれが違うというふうな形でおっしゃるのはいいんですが、議員間討議にしていきたい、そういうときはね。私はこちらの私の認識で質問をしているわけですので、その中のことを捉えられて私のほうに来ると、私も反論することができないんで。反論とか釈明もできないのでね、それは整理をしていただきたいし、僕それはマナーだと思っているんです、今ね。だから議員間討議ということでやっていただいたら、私も釈明できるので。

私が聞いたのは、こういうことで聞いたんです。ずっと用地取得のための交渉はやらないのかと。例えばロータリーをつけるとか、いろんな工事を優先させて、その間はそれが終わるまでは用地交渉は行かないということなのか、それお聞きしたいんです。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員のご質問なんですけども、用地交渉は尺土につきましても続けてやっております。中道諸鋤線につきましてもまだ未着手ですんで、令和7年度からする予定でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。私はこれ地権者の方もいらっしゃる問題だし、長年にわたって交渉してることで、引き続き用地取得のためにご努力をお願いしたいと思います。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 国からの決定の話、今後の勉強のために聞きたいんですけども、低いとこもあって、葛城市は低くないと。それはそれでいいんですけども、それ分かりや苦労しませんという答え返ってきそうな気がするんですけど、何がそんな変わるんですかね。それが分かりや苦労しないんですかね。例えば市長が行ってお願いしたら上がるんやったら、そんな簡単なことないじゃないですか、逆に言うたら。全員やらはると思うんです、それ単純に。何でそんな差出んのかなと思うのと、この前の補正から僕あまりよく分かってなかったんで、だんだんだんだん分かってきたんですけども、その辺の苦労というのはどんなことされてるんですかね。苦労というか工夫というか。だって、前の補正だって駄目でしたとなつて、今回上がってきて、次駄目でしたにならんような工夫ってできるのかなと思うんですけども、そういう中身の事情というのを一回、今後の勉強のために教えていただきたいんですけども。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま杉本副委員長のご質問なんですけども、申し訳ないですが、なぜ低いのかという。先ほど答弁漏れもあったんですけど、増田委員さんの質問にもあったんですけども、明確に今年は例えば能登半島の地震があったんで、そこで復興で道路事業でお金をいっぱい使わないといけないので、どうしても市町村に回すお金がないんですというようなお話は一切、国からの通達はないんですよ。なぜかというのは僕らにも分からないし、国のほうから示されない。もちろん県のほうにも示されないんで、我々のところにも届くことはないので、そこについては申し訳ないですけど、ここでお答えできるところではないんです。

ただ、唯一我々ができる方法として学習したのは、補正予算ですね。今まで令和5年度予算とか4年度予算とか見ていただいたら、補正予算を獲得して、事業がつきませんでした、減額しますだけで終わってたかと思うんです。それを補正予算を獲得してでも我々少しでも早くしたいという意思表示をすることが必要だと。こういうことを学習させていただきました。なので、今回、令和6年度の補正予算で未着手になってる部分、未執行、内示率が悪くてできなかった部分について、補正予算を獲得して予算立てをしたと。これを受けまして、令和7年度の内示がまた出てくるかと思うんですけども、改善されるだろうと我々は考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 これ具体的なテクニックの問題ですんで、あんまり公表はしたくないんですよ。ですので、今の副知事が実は国交省の関係の方ですので、ご相談を申し上げております。どうすれば内示率が上がるのかということを経験的なアドバイスをいただいておりますので、それに沿った形での活動をしているというご理解をしていただきたいと思います。やはり経験を積む中で、その精度というのは上がっていくというところでございます。

補助事業といいますか、この事業いろいろあるんですけども、結局は私たちが地元の要望を受けんのとまるっきり同じです。その行政にとって何が優先されるのかというところからまず入りますので、まるっきり考え方は国も同じでございますので、重点事業であるということを経験を上げていくという作業が大切なのかなというところが、アドバイスの1つを言いますと、そういうところもあると認識をしておるところでございます。

議員皆さん方のご心配をいただいておりますので、事務方共々頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それはそうですね。テクニックいうて、ここでこんなやつたら上がるんですいうたら、みんなもまねするから、確かにそのとおりですけど、あるかないかと、手だてはあるかないのかと。ちゃんとやっていただいけるのに、こういう結果、去年、6年度はね。でも次はちゃんと対策してますという、今後にだいぶ生きてくると思うので。

今、市長も答えられて、しっかりやっていただいているという答えさえいただければ、信じてみれるかなと思うんですけども、頑張って、ここの事業は課題が多いんですけど、しっ

かりやらなあかん事業のほんま最たるもんなんで、引き続きよろしくお願いしときます。

藤井本委員長 ほかに6款土木費、ないですか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、予算書の137ページについて2点お伺いいたします。両方とも2項道路橋りょう費の2目道路新設改良費に当たる部分ですが、まず17節備品購入費で公用車購入費というのがございます。46ページ、予算案の概要を見ますと、軽自動車タイプの電気自動車ということで、これ恐らく建設課で使っておられる車の更新ということになると思います。新庄庁舎には充電設備があるので、それもあって電気自動車、それから環境にもよいということなんだろうと思うんですが、これについて内容ですね。今もう使っておられる車については廃車されるのか、それとも。その辺りも、古くなったら替えるのか、そうでないのかということも確認したいと思います。

それからあと18節負担金補助及び交付金。踏切改良工事負担金というのがございます。これの令和7年度工事の場所と、どういった工事をするのかについてお伺いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村委員のご質問のまず公用車につきましてなんですけども、建設課で今使用しております軽タイプのものがございしますが、これについては廃車ではございません。我々新しく買わせていただきまして、現在使っているものは、次は予定では給食センターのほうで使っていただけることになっており、給食センターのほうの車を廃車するという流れの予定になっております。

2点目の踏切でございしますが、こちらのほうは当麻寺5号踏切、正式名称でいうと当麻寺5号踏切なんですけど、場所で見ますと、長尾のお墓のある近くにある踏切でございまして、内容につきましては、昨今、令和6年度も行っておりますように、忍海でやらせていただいたんですけども、踏切内、木の部分をゴムのほうに換えさせていただいて、振動等を抑える工事となっております。

以上でございます。

(発言する者あり)

西川建設課長 1か所ですね。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 給食センターの車が古くなったので、建設課の車を給食センターのどこへ持っていくということですね。分かりました。ということは、恐らく給食センターそこには充電設備がないので、それを持って行って、こちらのほうは給電施設があるということなのかなと思うんですけど、それ確認だけさせてもらいます。

それからあと、これ毎年毎年、そういえば踏切、順次されてますよね。清田工業の弾性のあるKGパネルというやつですね、それに換えられてると。あれつけると、木のものと踏切の幅は一緒なんですけど、それをすると、すごく通りやすくなるので、非常に。以前にも私がよく通る踏切、換えてもらったことがあって、それはありがたいなと思います。これは毎年1か所ずつというふうなことで、今後、ここまでやったら終わるというふうなことも含め

て、今後の計画。毎年これずつやっていって、これで一巡するとかいうふうなもの、見通しがあるのであればお伺いをいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村委員のご質問でございまして、1点目の充電につきましては、新庄庁舎はご存じのとおり電気自動車はかなりございまして、充電設備ございます。今、給食センターには充電設備ございませんので、多分、2款のほうで管財課長が説明したとおりでございまして、新たな投資は要らずに電気自動車に替えれるということを勘案しての計画でございます。

2点目の今後の計画でございしますが、毎年、近鉄さんと協議のほうさせていただいて、市内にはまだまだ木のタイプの踏切ございますので、するかしないか、大体するのも通年1か所となっているんですけども、協議をして決めていきたいと考えております。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 その都度、今後必要なところを近鉄と協議しながら、傷んでいるところを優先しながら換えていくということで理解いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

坂本委員。

坂本委員 136ページです。1目道路橋りょう維持費、14節工事請負費9,800万。6年度に比べて増額になっている。その増額の理由を教えてください。

それと同じページですけれども、道路新設改良費、市道新設改良事業のページ変わって137ページになりますけれども、14節の工事請負費1億5,200万。これも増額になっております。この増額理由を教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま坂本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、9,800万のほうですね。1問目なんですけれども、こちらにつきましては、2か所、大きな工事のほう考えております。といいますのも、昨今の雨の事情でございまして、竹内の熊谷川のほうの上流になるんですけども、そちらのほうの南阪奈の側道から近くを走っている水路が壊れました。これによりまして、水路を改修しないといけないということが起きております。それと兵家地内、こちら雨のため水路が傷んでおり、そちらのほうの工事をするという、2か所の水路工事が大きな工事を控えているのが増額の原因でございます。

新設改良のほうにつきましては、例年どおりの工事数よりも、どうしても今回、笛堂の工事延長が、予算の概要を見ていただいたらメートル数を書いているんですけども、工事の延長が伸びますと変わってくる。当然、工事の手法によっても違うんですけども、今回擁壁を入れたり、水路の改修とかいろいろ附帯するものが多い工事もございます。これ年度によってどうしても要望箇所等、工事種別で変わってきますので、今回ちょっと工事費が高いものになったということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 まず、1つ目の道路管理事業の9,800万のほうは、大きな2つの兵家と竹内の水路の改修がお金が張ってるということで増額になってるとのことなんです。

それで、いつもやってもらってるとは思いますけど、概要にも書いてますけども、葛城川西側の路肩の草刈り。これは以前にもお話ししたことがありますけれども、西側の路肩、それから葛城川のほうからの路肩から、両方から草が来ますので、それを年2回やってもらってるとは思いますけども。そこですよ、葛城川のシャープのところです。両方から草が生えてきて、とても見通しが悪くなるので、草刈りの時期をうまくやってもらって、両方から草がぼうぼうにならないように、うまく時期を考えて草刈りをやってもらいたいと思います。兵家と竹内の水路の改修の件は分かりました。

2つ目の道路改良工事のほうですけれども、これは先ほど答弁ありましたけれども、笛堂の地域の100メートルの工事がお金かかっているということなんでしょうか。その上に東室と書いてあるけれど、これはどういう工事をされるんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 一番分かりやすいやつを1つ取っただけなんですけども、ほかにも工事の労務単価というのかなり上がっております。資材費も上がっておりますので、全体的な同じだけの、令和6年度と7年度と同じ工事をしても、金額はかなり跳ね上がります。また、舗装とかにつきましてもかなり要望をいただいておりますので、そちらのほうについても考えておりますので、全体的な増額も含めて、分かりやすいように1点言ったんですけど、そういうものも含まれているということでご理解をお願いいたします。

あと、東室の工事の内容は、国道24号線から少し入ったところ、いつも冠水しますので、この水路の改修のほうを考えております。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 改修工事を令和7年度でやっていただけるということ。分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 それでは、委員長、これ私、道路局として道の駅の部分を聞きたいんで、よろしいですね。道の駅の道路局の考えということで。

藤井本委員長 なるほど。

川村委員 すいません。予算もここ上がってない、その部分はないので、ちょっとお聞きしたいんですが。

藤井本委員長 地域振興という部分じゃない、道路局という。

川村委員 そうそう、道路局。ここで聞くのが防災の拠点。昨年から令和6年、奈良県のほうからも道の駅のBCP計画というて、要するに今までの地方創生、観光を加速する拠点のところに防災という拠点を道路局、道の駅につけるといって、そういった方向で。今、大体道の駅、奈良県17駅ぐらいが現状そういう拠点になっていると。今、葛城市の道の駅、南北にある、真ん中にあるわけですけども、山手にあるんですが、こういう計画というのはまずあるのか

ないのか。お聞きしたいんですけれども。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいまの川村委員のご質問のBCP計画ですね。これにつきましては、奈良県のやっているなかまちですね、今一番新しいやつは完全な防災拠点という形で公表もされている。あのような詳しいものはないんですけども、防災が起きたときに何をするかという簡易版のBCPの作成を令和6年度、今作成のほう、両道の駅でしていただいているところでございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 クロスウェイなかまちという新しくできた、そこはもちろん、そこが入って17駅あるということです。これから防災計画の中の道路局としての位置づけというのはこういう形でやっていきなさいと、義務じゃないですけども、うちも大きな道の駅2つありますので、その辺りの計画を立てていくべきではないのかなと。非常に多様な位置づけになってきたといえはなってきたんですけどもね。あそこも防災にふさわしいふさわしくないはこれからいろんな検討しないといけないんですけども、広大なエリアですので、そこがどういう。情報発信機能とか、それから輸送の拠点とか。あそこ多分、ここは所管じゃないので、何か災害時の協定は結んだはると思うんですけど、これはここでは確認でけへんのね。道の駅かつらぎと食料の関係とか。それはここで聞かれへんか。聞かれへんね。

私は道路局としての防災拠点ということについて進めていく必要があるということ、今日は予算にはまだ全く出てないんですけども、こうやって取り組んでいるところがありますので、ぜひともその経過。7年にそういう計画を立てていこうとしているということで、今の答弁でいいのかな。今そう言わはったな。

藤井本委員長 6年。

川村委員 6年からやっている。7年もそこをどのぐらい煮詰めていくのか、答弁いただけますか。

藤井本委員長 予算的にはうちはここに乘ってこないの。

西川建設課長。

西川建設課長 予算的にはBCP計画は乗ってきません。2つの道の駅それぞれが、指定管理で受けておられる方々がBCP計画を立てられる。ただ、先ほどのなかまちクロスウェイみたいに初めから防災拠点として位置づけられているものにつきましては既にあるんですけども、うちの場合は初めそういうものではございませんでしたので、国からも当然、委員おっしゃるとおりなんです、BCPをつくりましょうという、つくらないといけないまでの通知も来ております。それを受けまして、現在、うちの場合はまだ当初の目的が違いますので、簡易版で構いませんということで、簡易版を令和6年度中につくり上げるということまでいきますので、今ここでこんなふうにできていますまで言えないんですけども、6年度中には簡易版が出来上がりますということで、ご理解のほうお願いします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 6年度中につくり上げる。もう……。

(「もう少しでつくれる」の声あり)

川村委員 もう少し。できたら、そういうのを見せていただくとか、そんなんはできるんですかね。
うちの計画というのは。

藤井本委員長 市でつくってるんじゃないくて、道の駅でつくったはるということやね。

川村委員 道の駅で。連携してじゃないんですか。官民連携してじゃないんですか。道の駅がするのですか。じゃ、民がやっているという。官民連携じゃないんですか。私は官民やから聞いたんですけど。

藤井本委員長 そこもう一度、誤解招くといけないんで、もう一度詳しくいうんか、丁寧に。

川村委員 また後日で結構ですんで。

藤井本委員長 道の駅がつくってんねんね。それをまだ確認してないという、今、時期やろうと思うねんけど、もう一度お答えください。

西川建設課長。

西川建設課長 B C P 計画につきましては受託者がつくると。我々市は当然、貸してる立場なんで、例えばここの場所をこういう形で使いたいというご相談があれば、その計画は大丈夫ですよというお答えをするというのを、随時意見交換しながらつくり上げているわけで。つくるのは、実際指定管理を受けている方がつくるということになっております。

川村委員 でも確認はしとかなあかんね。

西川建設課長 だから協議はしてます。

川村委員 そこですよ。それはまた後日、そういったものが出来上がってきた段階で、また指定管理をしているところからでも。一応我々も目通しをしていきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

藤井本委員長 じゃ、それお願いしときます。

ほかに。

吉村委員。

吉村委員 予算書の140ページと141ページでいきます。

3項河川費です。1目河川総務費、14節工事請負費で河川管理事業というのがあります。これの工事請負費1,250万円なんですけど、予算案の概要47ページを見ますと、ため池貯留浸透事業と緊急浚渫推進事業というふうに書かれております。令和7年度はどこの工事を予定しておられるのかということを伺います。

それから、あと141ページなんですけど、これが都市計画費の都市計画総務費のいわゆる都市計画マスタープラン策定業務委託料873万4,000円なんですけれども。これ前日の話なんですけど、第3次総合計画及び総合戦略策定業務委託料で企画政策課にこの都市計画マスタープランと別のものなんだけども、一緒にやれることになったらコスト削減につながるんじゃないですかというふうに聞いてみたら、アンケート等一緒にやれば、その分については圧縮することも考えられるというふうにご答弁いただいたので、こちらのほうでも都市計画課のほうにも同じことを伺ってみたいと思います。

以上2点です。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村委員の質問にご説明させていただきます。

まず、しゅんせつにつきましては、太田川の上流でございまして、場所でいいますと、道の駅かつらぎ、その北のほうに当たります。その付近をさせていただきます。

貯留浸透のため池のほうは、改修につきましては、北花内のコミュニティセンターがございまして白光田池を予定しております。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課の竹本でございます。

ただいまの吉村委員のご質問ですが、先ほどありました、先日の2款の企画政策課のほうの答弁と同じですねんけども、同じように、もちろんこの計画に当たりましては、それぞれ協議、打合せしながら、そういう形でアンケートの協力をするという中でやらせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。まず、都市計画課の竹本課長おっしゃったみたいに、しっかりと協議、打合せをして、共通化できるところはやっていただいて、効率よくお願いしたいと思っています。

それから、ため池貯留浸透事業というのは、これが北花内、白光田池ですね。それからあと、緊急浚渫推進事業については、太田川の上流のほうの道の駅の北のほうということで、場所については了解いたしました。

それで、私ちょっと素朴な疑問なんですけど、ため池の維持管理について、農林でやるのと、それからこちらのほうでやるというのがあるんですが、これ私が思うてて、間違うてたら教えていただきたいんですが、補助金の関係で、もし利水関係であれば農林課で、治水目的だと建設課になんのかなとかいうふうに思ったりもするんですが、それで正しい分け方を教えていただきたいと思います。

それから、あと、しゅんせつ等について、いわゆる一級河川は県のところだと思うんですが、これは市が管理しているエリアだと思うんですが、そのエリアの分け方というんですかね、これについてもここで示していただけたらありがたいかなと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村委員のご質問で、まず認識の治水とかの管轄ですね。それはおっしゃるとおりでございます。

あと、一級河川というのと管理区分のお話なんですけども、一級河川につきましては、基本的には今でいうと奈良県のほうが、うちの市内におきましては奈良県の管理になっております。ただし、一級河川でも、河川台帳というのがございまして、ここからここまでは土木でやりますというのが台帳上うたってあります。その上流部分ですね。今回のように太田川の上流部分のようなものにつきましては、言葉でいいますと普通河川と呼ばれます。こちら

につきましては市のほうが管理のほうをしないといけないというふうになっておりまして、令和6年度も同じようにしゅんせつのほうしている地区がございます。そのまだ上へ行きますと、昔、国土調査の地籍図に青い線が入って、俗に里道、水路と言われる青い線、これについては地元のほうで管理していただいていますので、国調の水路とそして高田土木の一級河川の間をつなぐ部分の普通河川が市の管理するところになります。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 なるほど。何か雰囲気よく分かります。上流細いですからね。そこからだんだんずっとなんてくるしということ。上部のほうは里道で地元のほうで管理をしていただいて、それからあと市が来て。いわゆる一級河川はずっと一級河川じゃなくて、上のほうへ行くと普通河川になるというので理解をいたしました。

それからあと、目的については、私が考えていたとおり、利水目的か治水目的かということ、基本的に考えておいたらいいいということで、理解しました。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 2点お伺いいたします。137ページの6款、2項、2目の18節です。集落環境整備事業補助金ということです。この事業内容について教えてください。これが1つ目です。

2つ目ですけど、144ページの6款、4項、3目の公園管理事業というところなんですけれども、公園管理事業といっても、公園は非常にたくさんあると思いますから、都市公園条例とか公園条例の別表にある公園等も全部含めてお考えいただいたらありがたいんですが、大字の自治会に公園の管理を委託している、あるいは指定管理をしているというふうなことがあるのかどうか。つまり、公園の管理ですね。都市公園条例及び公園条例の別表などにある公園について、管理、これは市が全部やっているのか、地元へ委託しているのか、どういうことになっているのかということについてお伺いしたいんです。その際、委託していたり指定管理を行っていたら、その費用が当然、委託費とか指定管理料とかになると思うんですが、そういうのがどういうふうになっているのかということについて聞きたいんです。お願いします。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員のご質問でございますが、この事業につきましては、まず事業主体、こちらのほうは各村でございます。内容につきましては里道、水路で、一部市道も含まれますので、そういった、ふだん村で維持管理していただいている施設、これにつきまして修繕等が必要になった場合、もし工事を村で発注されましたら2分の1、そして材料だけを求められた場合、材料だけ求めて、村の皆さんで工事をされる、この場合は材料費の全て、これを上限として補助するものでございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員さんのご質問ですけど、おっしゃるとおり、都市公園条例、公園条例に載っている公園については、基本、都市計画課のほうで維持管理等させていただいている中で、それ以外の公園につきまして、改めて自治会、区等の委託契約とか指定管理等は特にさせていただいておりません。ただし、先ほど言いました、都市公園とか市の管理する公園条例に載っている公園で一部、管理団体等で維持管理をいただいている部分については、一部補助という形で補助金を支給している団体もございます。

以上でございます。

藤井本委員長 分かりにくいな。

谷原委員。

谷原委員 まず最初の集落環境整備事業補助金ですけども、地元で道普請するときの材料が出るといことで、これはよく使われていると思うんです。これは昨年度、一応1,000万円ほど予算が組まれていて、これ全部執行してたんでしょうか。というのは、今年度120万減額になっているんですけども、かなり要望の強いものだと私は認識していたんですけど、今年度減額になっているのは、昨年度の実績からそういうことになったのかどうか。これについて伺います。

それから、公園管理についてですが、基本的に公園管理は市の管理だと。でも一部のところには管理団体をお願いして、そこには補助金が出ているということだったんですが、これ何団体ぐらいあるんでしょうかね。それをお聞きしたいんです。

趣旨はトイレなんです。公園にトイレがあります。基本的に市が管理しているトイレは、私全部見て回ったんですけど、基本的に開いています。二上山ふるさと公園もそうだし、山麓公園もそうだし、屋敷山公園もそうですけど、基本的には開いているんですが、一部の公園で、大字などがひょっとして管理されてるんかもわからないところで、物すごく要望があるのに、ずっと閉めっ放しと。これ過去何度か私も聞いているんですが、いたずらがあったから壊されたとかいうふうなことで地元が管理できないと。地元が管理できないから閉めていると。

しかし、私、御所にお伺いしたら、御所はちっさい大字が管理していても、全部開いているんですよ。それもきれいになって、夜も開いているんです。ところが葛城市は昼間も閉まっているトイレがあって、小さなお子さんがその遊具で遊んでいるのに、家まで走ってトイレに帰っているという状態があって、閉まっていると。聞けば、それはどこかの管理団体かわからないんですが。私それだったらね、そういう補助金はそこはやめて、市が管理させていただいて、きちっと開けていただくと、壊れたら補修すると。

どの市もやっていることですから。壊されることはあると思うので、そういうことでお聞きしたんですが、そういう団体があるのか。なければ、市がちゃんとやってくれたらいいのであれなんですけど、幾つかの公園でそういう管理をしているところに補助金をお願いしているところがあったということですので、ちょっとお願いできませんか。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度予算が1,000万であったということの執行率ですね。現状での執行率は98%でございまして、ほぼほぼ皆さんのご要望にお応えさせていただいたかと思えます。

その前として令和5年度予算では500万円でした。しかしながら、令和5年度で結構ゲリラ豪雨等がございまして、特に水路が傷む集落がかなり多くございまして、その要望をかなり待っていただいたと。それを修繕するのにかなり大きな予算を認めていただきまして、特に4月に執行多かったですけども、農業をする米作り前までに執行していただいたので、去年はかなり多くいただきました。ただし、この事業は多くの村でかなり老朽化している水路も多くございますので、ご要望多いので、少しばかり。要望はある程度聞いているんですけど、枠も幾分か残さないといけないので、今回120万円の減額となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 ただいまの谷原委員さんのご質問でございますが、先ほどちょっと答弁の説明不足がございましたが、団体とは5団体。それが予算書でいいましたら、18節の中の公園緑化等管理活動補助金という分でございます。

藤井本委員長 何ページ。

竹本都市計画課長 ごめんなさい、145ページの公園管理費の18節の公園等緑化管理活動補助金のほうで補助しておるものでございまして、基本的に委託しているものではなくて、先ほども言いましたように、市の管理、公園条例等に載っている公園でございまして、基本的には市のほうでシルバー人材センターや造園業者等で植栽の剪定であったり緑化管理、草刈り等やらせていただいているんですけど、それ以上に地元の公園として維持管理的に、ちょっとした維持管理をするということの中で、その活動に対する補助を出しているものでございます。管理に関しては、基本は公園条例、都市公園条例に載っている分は市のほうで管理しているものでございます。

そして、公園のトイレでございまして、基本的に何か所かトイレある中で、市の管理する公園に対するとところで3か大字、3か所ですけど、防犯上等のトラブル等もあるというところで閉めているというところで、その辺の鍵の管理に関しては地元のほうでしていただいているところでございます。そのような関係でやらせていただいている部分でございまして。それ以外については市のほうで全て管理、鍵、施錠全てでそれを行っているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、集落環境整備事業補助金については、経過が分かりました。120万減額ということですけど、本来500万程度のものが、ゲリラ豪雨でそういう要望が非常に多かったのも、倍に増やして積み増した中で、執行率もある程度98%いって、だいぶ執行できたということで、今年度ちょっと減額となって様子を見るということであったと思います。またこれについては本当に自ら汗をかって、材料だけで皆さん道普請もやったり、水路やられていますのでね。

市の負担もその分軽くなるわけですから、そういう点ではまた補正等も必要になったら、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、公園のほうですけれども、緑化に関する補助金の中で、ちょっとした作業等に使ってやっておられて、公園のトイレについても、そういう作業のときに使われたりすることもあるでしょうから、鍵をお渡ししてということで、お預けしているということなんです。

私はこれ、市の施設ですよ。委託もしていないし、補助金だから、市の施設の市の管理責任がありますよね。僕はそう思うんですよ。地元管理なんかないですよ、鍵を渡していたって。住民さんにとったら、市の公園で市のトイレで、これが使えないということだと。それで実際に地元の区長さんが、自分たちでもう管理でけへんと、市で管理してくれと言われたら、当然やっていただけますね。そこなんです。とにかくそこが区長さんも困っておられるんですよ、要望があるから。公園があるのに、ずっと昼間も閉まっている。遊具があつてブランコもあると、そこで子どもを遊ばせても、トイレになったら家まで走って帰ってやって、また戻ってくると。何で開かないのか、区長さんが鍵持っていて何で。それは防犯上困るんやということで言われているんですが、そうであるなら、防犯対策もやるというふうな形でちゃんと開けておく。公衆トイレですからね。

ほかの市は、お隣のまちなんてやっているわけですよ、ちゃんと。自動的に閉めれるような装置もあるところはありますよ。夜になったらね、防犯上やから。そんなことをやっているところもありました。だからもうちょっと葛城市、トイレの問題でいろいろ出てくるんですが、私これ何度も言ってるんです、実際ね。ほんと僕これ繰り返し言わなあかんのかなと思うぐらい、これからも言わせてもらおうと思うんですが、ほんと切実なんですよ。お考えを、要望か。お考えをお願いしたいんです。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 トイレの件につきましては、設置した経緯もありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

藤井本委員長 一言言いたくなんねけど。私にまで電話かかってきますから。トイレというからやろうけども。

竹本課長。

竹本都市計画課長 補足でございますが、トイレを施錠しているのは、地元等の要望も受けて施錠させていただいて鍵を預けているところなんで、うちのほうから一方的に閉めているということではございません。

それと先ほどの活動団体の補助金と公園のトイレを閉めているところは一部重なるところはありますけど、それはそれぞれ別の公園というところで認識いただきたいと思います。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私はただ問題を解決したいだけなんです。ほんとお困りの方があつてね。他市ではちゃんとやっててね、何でうちは。いろいろ聞くんです、そういうことはね。問題解決したいだけなので、解決方向で努力をいただけたらと思います。もうそれだけです。

藤井本委員長 進まんなあかんで、次行きますわ。

増田委員。

増田委員 141ページの都市計画総務費。委託料の都市計画マスタープラン策定委託料。7年と8年の2年かけてマスタープランを、今後10年後の計画を立てる。委託をするという。私、このマスタープランを立てる手順を聞きたいんです。何でこんなこと言うかという、市の思い、市長の思い、どういう形でこのマスタープランに反映さすんか。これタイミングも含めてね。コンサルにこんだけのお金を払うて作文作ってもうて、市がこうしますじゃないですよということ言いたいわけなんです。分かりますか、お願い、聞きたいことは。流れを教えてください。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課の竹本でございます。

ただいま増田委員のご質問でございますが、おっしゃるとおり2か年かけてやらせていたくんですが、基本的には都市計画マスタープランの検証ということで、上位計画であります奈良県の大和都市計画等の県の都市マスと市の総合計画に沿った形での計画にする必要がございますので、そういったことと今現在の状況を踏まえてやらせていただくので、その辺りで、その支援というところで、調査であったり資料作成等の中でお手伝い、協議しながらやらせていただくところで、もちろんそれぞれ市の内部の中での策定委員会等も考えておるところで進めているところでは考えているところでございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました、流れ的にはね。事務的な流れとはそういうことやね。ところが、10年先の市のあるべき姿というのを絵に描く、絵にというか計画に上げるんですよ。これはやっぱり私、市長の特権やないけども、市長が描いている方向とずれがあってはいけない。市長の描いている葛城市のあるべき姿と同じ方向を向いてないとあかん。

市長はこのマスタープランを作成するに当たって、どこでどういうふうなチェック、助言、思いを伝える、魂を込める、そういうことをどの場面でされるんかなと。これいろいろと先ほど言われた、会議でどうかこうとか言わはりましたけど、そこには市長が入られて、チェック機能を果たすんですかね。これ市長に聞こか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 やっと私自身が初めてつくれる計画になります。今までいろんな工夫をしてきたんですけど、まず私のまちづくりの一番の根本はといいますと、市民第一の住みよいまちづくりなんです。一番原点にあるのはそこでございまして、じゃ、住みよいまちというのはどういうまちなんだということを細分化していく作業に変わります。福祉であったり、子育てであったり、教育であったり、自然環境であったり、各施設の配分であったり。ですので、それを1つ、一番決めの一番最初のところのデザインの部分は住みよいまちなんです。そうすると、いろんな分野において、じゃ、住みよいまちってこの分野ではどんなまちなんだという形に変わってきますので、それを各分野で分担して、どういうまちが住みよいまちにつながるんですよというまちづくりに変わります。まちづくり自身はソフト面もハード面も両方考えた

中でのまちづくりに変わりますので。

ただ、前回の中でちょっと苦労したといいますか、私自身が手を出せなかったなというのが、2町が合併しましたんでね、2つの拠点を持っているんですよ。それをどう集約していくのかという、実はその辺があまりうまく入っていなかったの。就任してすぐに、実は正直間に合わなかったんですよ。ただ、方向だけでもそういう方向にできないかということに若干は修正かけたところもあるんですけど、まずハードの整備としては、多分、この2町という状況から1市の状況に持っていくための政策が必要なのかなという気はいたしております。

ただ、原点は決まっておりますので、先ほど申しあげましたように、施設の在り方であるのも1つ、農業もそうです、産業もそうです。当然、エリアごとの開発もそういう開発の考え方変わりますので、そういう形でのマスタープランがつくれるように頑張りたいと思っております。

委員ご心配いただいておりますのは、私も実は心配しております。自分がどの程度関与できるのか、どの辺りでチェックできるのかというのが大切なことやと思っておりますので、その辺は原課と密接に話しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 8年前、9年前ですね、マスタープラン。市長が市長として就任をされて半年目ぐらいに冊子ができたのかな。それ以降、市長いろいろと阿古流の市政運営をされているという方向とマスタープラン、計画と、私から見て、あれ、急にこんな方向に行くのんみたいなこともありました。これは私、先ほど市長が言われたように、関与できなかったというところにあると思うんですよ。

今度の冊子は本当に阿古市長が表紙に名前を刻んで、発行者としての責任を負うわけなんですよ。そういう意味ではしっかりと計画を立てていただく。それから計画を立てた以上、その方向に向かってしっかりと、葛城市のこれから10年というものを、堅実、確実にかじ取りをしていただきたいという思いがあるんで。

以前に、ある計画の報告を受けた会議に出席した経験があります。そこで説明を受けました。分厚い計画でしたけども、誰が計画書の説明をしたかという、コンサルなんです。今回はそういうことをやめてください。担当部長が少なくともと言うたら失礼ですけども、それなりの職員で報告をしていただく。質問しても、ちょっと待ってくださいと質問に答えるのコンサルなんですよね。計画丸投げの会議みたいになって、非常に残念な記憶がございます。それが今のマスタープランあったような記憶なんです。そういうことにならないように、しっかりと葛城市の市長の名前で作成して、葛城市長が責任を持った内容であること。それから説明責任も、担当課がこういうものができたと、質問に対して、こういうことはこういう意味ですよという説明ができるように。あくまでもコンサルはそれの事務的な応援団であって、発行責任者ではないということを担当の方も自覚をしていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 会議開始してから1時間半たって。まだ6款、どれぐらいありますか。1個。

じゃ、6款、終わりまでいきます。

西川委員。

西川委員 144ページなんですけど、6款の4項、3目公園管理費で、概要書のほうでいきますね、48ページなんです。工事請負費のしあわせの森公園の展望広場に今度、屋根つきの休憩施設、ベンチを新設するというので150万円ですね。予算書やったら合算になってるからあれなんですけど、150万のベンチ、多分あずまやのイメージなんかと思うんですけど、今既に1個あるのと違うかなと思うんですけど、あとどんなもんを造られる予定をしているのかというのを聞かせていただきたい。

それと、しあわせの森公園、ここの工事請負費の中で、しあわせの森公園の植栽の植え替え、700万計上されてるんですけど、概要書のほうではね。これは色合いが違うから、部分を補修しながら植え替えを行うとなっているんですけど、見た感じ、結構な量で色が違うんですよ。そやから、またそれを植え替えたときに、今ばつと育ってきてんのにな、植え替えしたら、だんだん広がってきれいになっていくじゃないですか。またそれだいたい時間たつのと違うかなと。それも考えてやられてんのかなというのがね。芝桜というのは僕聞いたんですけど、かなりの種類があるみたいくて、なかなか合わせるの難しいんですよということも聞きましたんで、その辺また植え替えするということについて、どうなんかなというところを一回、また広がっていくのに時間かかるし、何か歯抜けみたいになったら、せっかくの芝桜の祭りで盛り上げていこうと言うてるときにはどうなんかなということもありますので、その辺も見通しを考えられてるのかということをお聞かせ願いたいというのと。これ1点なんです、工事請負費の中で。

ほんであと1点が、これも概要書でいきますね、48ページで公園管理事業なんですけど、各児童公園の、先ほどちょっと谷原委員からも公園の話あったんですけど、遊具の修繕料485万と書かれてるんですけど、まず各児童公園って一体どんだけあるんかなというところと、この遊具を修繕する積算の根拠ですよ。見た感じ、ほんとにぼろぼろの遊具もあったりしたりするんです。使われてないようなところも見受けられるんですけど、どういうふうな積算をされて485万ということにしているんでしょうか。

以上。

藤井本委員長 2点。

竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの西川委員のご質問ですが、まず1点目の都市公園のほうの工事請負につきまして、まず屋根つきのベンチにつきましては、今1基、あずまやがございますねけども、展望広場でもちょうどネーミングのKATSURAGIをつけさせていただいた一段高い部分で、展望、見晴らしのいい部分で熱中症対策も考えた、テーブル、椅子つきの屋根つきベンチの設置工事を考えているところでございます。

それと、芝桜の補植工事につきましては、委員お述べのように種類がある中で、ちょうど

2期目の工事で植えた芝桜のほうのほかの部分と品種が違うというところで、若干株が小さいとか色合いがちょっと違うというところ等で、その辺りも踏まえて、そちらの部分で新たにほかと同じ品種のものを補植した中で、順次外していく、植え替えていくということ。丸々入替えじゃなしに、補植した上で悪い部分を抜いていくという形での補植工事をさせていただく予定と考えております。

それと、公園管理事業の各児童公園の遊具修繕でございますが、こちらは先ほどからあります、公園条例と都市公園条例等で長寿命等で対策している部分もございますので、それ以外の対象としていない部分の公園等での安全点検なり保守点検等させていただいている中で、安全基準のCD判定となった遊具について、もちろん以前の遊具で安全距離とか安全区域等が取れていない部分等で改善するとか、物によっては丸々入替えという中での、そういった工事を順次させていただいている中での修繕工事というところでご理解いただきたいと思います。

積算。数は……。

基本的に児童公園等で整備している、ないところもあるんですけど、そこは今すぐ数が確認できないので、後でご報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

積算につきましては、点検業者等を踏まえた見積り等で積算をさせていただいているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今答えられへん。後で教えてください、児童公園の遊具の数。ただ、何でそれが分からんのに積算できんのかなというところがちょっと不思議なところなんですけどね。まあまあいいです。また教えてください。

ほんで遊具、安全距離を保ってない。昔の遊具でしたら安全の範囲を保ってないところがあつたりとかして、それを順次、市のほうで。僕が聞きたかったのは、地元の要望でかなと思ってたんです。そやけど、それは市のほうで把握をされて、順次積算、修繕のところに入れていかれているという解釈でいいのかというところ、もう一回最後、これは答えていただきたいと思います。要は地元の要望じゃなくて、市の判断でというところを教えてください。

しあわせの森公園のベンチなんですけど、見晴らしのよい、そして机もテーブルもあって椅子もある。まあまあこれはいいんですけど、熱中症対策ということなんです。水下さい、まず。ポンプであそこまで上げるの難しいなというところなのかもしれんけど、やっぱりここ力入れていこうというところの場所じゃないですか、しあわせの森公園。何かしらあるのと違うかな。例えば高架水槽をつけるなりとかね、やり方はいっぱいあると思いますよ、水槽を設けるなりとか。水要るでしょう。便所要るのと違いますかとかね。ここに力入れて、今からしあわせの森公園とかも含めて、インターチェンジエリアも含めて整備に力を入れていくところ、人ににぎわってもらおうところと言うんやったら、それは考えていかなあかんのちゃうかなと思います。

ネーミングサインもちろん、今シンボルになって、いいですよ。ただ、人を呼ぶという

ことについては、そういう設備が整ってないと。これ当たり前のこと言うてますよ。できるできへんというか、技術的には僕は可能やと思ってます。お金の話、財源の話はあります。でも僕は財源のことも、それはしっかりと理事者で考えてと言うたら無責任かもしれないですけど、そこは力を入れていかんなあかん場所なんで、それは考えていただいて。熱中症対策と言うんやったら、ベンチ造るのもいいんですけど、それは要望させていただきたいと、ずっと言うてるんですけどね、と思います。今のは意見だけにしときますんで。ごめんなさい、技術的に可能なんかどうかとかね、その辺だけ聞きたいなと思います。財源は別にしてね。

あと、植栽の植え替え、芝桜。これ2期目のやつが色が違う。確かに色が違うんですけど、これまたやり替えて、全部そろうのかなというところもまた、確実にそろっていくのかなというところが分からないのと違うかな。聞いたら、品種を指定したとしても、植え替える業者、種とかでもそうです、植える、そこへ仕入れるところによっては色が変わるとかいうことも聞いたんですね。それがほんまかどうか分からないですよ。それは生きもんですからね。そやから、別に今。今はまばらでまだ育っていったる状態やから、近くで見たら歯抜けみたいに見えたりもするけど、これもうちょっと様子見てもいいのと違うかなというところも感じるとこなんですけど、その辺の見解をもう一回教えていただきたいなと。僕はもうちょっと様子見てもいいんじゃないかなと。今これやらなあかんという明確な。色がちゃうというのは分かるんですけど。というところを教えていただきたいなというところでございます。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

まず、私からは水を上げることは可能かどうかというところではございますが、今の技術では十分可能だと思います。ただ、砂防指定地であるので、トイレの設置についても、それについては個々協議する必要があるというところですね。

あと、芝桜の植え替えについてなんですけど、今、芝桜の植え込み方法が、防草シートの上に穴を空けて、斜面に植え込んでいっているんです。聞くところによると、本来、芝桜というのはそのままずっと広がるんですけど、広がるに当たって根を張り出していくと、広がって根を張ると。防草シートなんで、広がっても張り出す場所が少なくなることで、五、六年に1回は植え替える必要があるというようなことを聞いているんで、これからそういう育ちの悪いところは植え替えていきたいというところなんです。

種類については、先ほど課長も説明したとおりなんですけど、引き継いで聞いておるのは、2工区の分は今までとはちょっと違うかって、育ちに関してもちょっと違うというところは引き継いでおるんですけど、あとは同種やというところで聞いております。ただ、委員に意見いただきましたので、そこは十分注意して進めていきたいと思います。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本です。

先ほどの答弁で、1点目の児童公園の遊具の修繕の件で、遊具のある公園の箇所数、ごめんなさい。よく考えてましたら、保守点検と安全点検している箇所が47か所でございますの

で、47か所の公園にあるということで。ごめんなさい、失礼いたしました。

(「それと、市からの……。大字要望じゃないという……」の声あり)

竹本都市計画課長 そのほうはもちろん市の管理する公園でございますので、市のほうで判定を基に判断して修繕を進めているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 公園のほう分かりました。芝桜についても、何年かに1回、植え替えやなあかんというところは僕も全然分かってなかったんで。そういうことですね。そやから今、7年、8年ぐらいたってきてるんですよ、恐らくね、1回目植えてからというたら、5年ですか、6年。6年ぐらいたってみたいですよ。だからそういう生育の悪いやつは植え替えていかんなんというところも含めての話やということで理解をさせていただきました。

水の話はできるということなんで、水と便所は技術的にはできるということなんで、これは要望させていただきたいと思いますね。ずっと上へ上がって行って、しあわせの森、展望広場だけじゃなくて、まだ道が続いていくところがありますよね、西側にね。あっちのほうも公園があるんですよ、段々ですってね。そこにも水もないしというところもあるんで。公園に水なかったらあかんかなと思います。便所もそやと思うんですけどね。そやから、その辺についてはしっかりとまた検討させていただきたいと思います。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願ひします。芝桜についてはそう書いといたらええのになと思ひながら聞いてましたけどね。色合いがどうと書いてあるから、ややこしいような気がしましたけど。

僕から1点、144ページ。予告もしてたんで、3の屋敷山公園の遊具の件についてお聞きしたいと思います。144ページの14節の工事請負費3,500万というところやと思うんですけども、これ測量設計委託終わって、あそこ一帯のことの全貌がつかめたということなんですけども、工事については噴水の場所だけ。どんな工事されるんですかね。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの杉本副委員長のご質問ですが、令和7年度で計画している噴水広場の整備工事につきましては、噴き上げ式ミスト機能つきとポップアップ式の噴水の整備と今現在のピンコロ石の石畳の更新とパーゴラの整備と、あと既設のベンチの移設を考えている工事でございます。

以上でございます。

杉本副委員長 噴水は分かれへんかな。

竹本都市計画課長 噴水は、ミストで上がる部分の機能と下から上がるポップアップ式の噴水というところで考えています。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 フラットになって、ようニュースとかでやってるやつに換えますということやね、あそこはね。でも残りの遊具の部分ですね。そこは取りあえず自由な発想でやっていただいた

らいいと思うんですけども、遊具の部分の測量設計ももう終わって。簡単に言うと、なぜ同時にしないのと思うんですよね。お金の問題ですか、補助の問題。でもどのぐらいかかるもんなんですか。だって来年以降やるでしょう、来年ういか8年度にやるんでしょう。どうせやるんやったら今年でいいんじゃないのと思うんですけども、なぜ今回。笑い事ちゃいますよ。僕だって屋敷山公園についてはずっと言うてるからね、何年も。やっとやっていただくんねけど、来年度って、僕いてるかいてへんかわからんからね。今年がとやっていただいたら、そら喜ばはるし。ほんまに屋敷山公園変わったら、地元の子らもと遊びに来ると思うんですね、あそこの遊具って。その辺、なぜ来年になるのか。残りどんだけの金額がかかんのか、その辺分かってると思うんで、お願いします。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 ただいまの副委員長の質問ですが、まず来年度、噴水広場から進める件につきましては、先日も補正のときに答弁させてもうたかわかりませんねけど、基本的に長寿命化の調査等の判定の中で、壊れている噴水のほうを優先させていただいて、そちらをさせていただくというところでございます。

それと、当初それぞれの整備で概算で2,000万から3,000万ずつぐらいの工事費用を考えておりましたけども、それぞれ測量設計等をする中で、遊具の高騰であったり。当初噴水だけを考えていた中でその周辺の整備も必要というところで、そういった部分でのそれぞれの工事費と増額している部分、もちろん設計する中では人件費の高騰等もあります。想定以上のそれぞれの事業費が上がってきている分で、2か年に分ける部分という形でございます。

来年度は、今年度予算の3,500万と先日の繰越し承認いただきました2,405万7,000円の合わせて5,905万7,000円の事業費で考えているところ、遊具等もほぼ5,000万からぐらいの事業費等かかってくるというイメージで今考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 噴水のほうは7年度でやっていただいて、8年度以降に遊具。ほんなら最後は要望というか、これ言うしか。それ言われたら僕もね、何とかできませんかと、できへんと言われているようなもんなんで。遊具に関しては、かなりしっかり考えて、議会のほうにもしっかり伝えていただいて、言える範囲で。なぜならばね、山麓公園の遊具も替えていただいた。あれほんまに喜んだはるんですよね。次はやっと屋敷山公園の遊具だとなると思うんです。そのときに、危険な遊具はもちろん駄目やし、中途半端な遊具も駄目やと思うんですね。やるんやったらと思うんですけど、それは市の単費使ってでもでかいのいきまっせぐらいの勢いで、あそこはそれぐらいする価値あると僕は思うんですね。補助ももちろん考えますけど、市長が最後、そんなんやったらしょぼいんやったら単費でいっとけと、これいっとけというような遊具を入れていただくよう要望しときます。これはほんまにやっていただきたいんで。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。公園の遊具関係は順次やる計画を持っておりまして、まず山麓公園、2か年かかりましたけども、下のほうと上のほうとさせていただきました。次が屋敷山

公園でございますねけども、当初、一遍にできないのかという話もしたんですけども、やはり予算的にかなりの金額になりますので、2か年に分散をするというのは財政的な問題がございます。

以上です。

それで、ある程度計画できたあるから、言うてもええな。どういうイメージか。いいな。噴水のほうは、子どもたちが噴水の中で遊べるような形のフラット。ですから、子どもたちが歩いてそこから地面からふわっと浮き上がるようなイメージの状況になります。それとあと、西側のほうの遊具の関係なんですけど、これは念願であったふわふわを入れるつもりでいます。こちらのほうは五、六年前から入れたいなと思ってたんですけど、なかなか安全面の問題もあったり予算的な問題もあったりなんですけども、子どもたちがにぎやかに遊ぶ姿をイメージすると、やはりそれをメインとして考えたいなという思いがあります。ですので、令和8年度の詳しい設計ができましたら、また議会のほうに報告させていただけると思っています。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 先ほどの芝桜の関連でどうしても聞いておくべきかなと思いましたが、お願いします。

まず、今回植え替えということでしたよね。それというのは、植栽面積1万9,000平方メートルと過去のご答弁であるんですけど、その何%の部分を植え替えはるんかというのをまず1つ。

それから、これ2019年に、これが一番最初やと思うんです、9,800万の植栽の費用から始まって、ずっと来てるわけなんですけど、今までトータルで、植栽に関しては総額でどれくらいかかってるか。この2点、まず確認したいと思います。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの奥本議長のご質問でございますが、今回計画している株数は約3,600株、ごめんなさい、平米数で3,600なんですけども、先ほども言いましたように、2か年目の2期で植えた部分で、パーセンテージまで分からないんですけども、5か年にわたって1年分なので、約20%ぐらいになるかと。大体均等ぐらいでの計画。年によって多少の増減があるので、そこはパーセンテージは分からないですけど、一応その部分を中心に補植、植え替えを考えております。全体の整備面積については、今手元に資料がないので、申し訳ないですけど、また後でご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 総額、金額。

竹本都市計画課長 総額についても今手元にございませぬ。それも併せて後で報告させていただきたいと思います。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 答えがないと、この後続いていかない。まず、これ1万9,000平方メートルというのは過去の答弁でおっしゃってますんで、これ確認してください。それがまず、トータルです。

それを5期に分けているということは、大体3,800平方メートルごとにやっていくということで、今回は3,600でした。それが700万かかるわけなんですよ。毎年毎年ランニングコストとしてかかっていくという意味ですね、要は。植え替えていかんとあかんと。

その次に、トータルが今までどんだけかかっているか知りたかったんですけども、年にこの時期だけのとこの公園にこんだけ、果たして。今までこんだけつぎ込んだところはしゃないとしても、これから毎年700万、確実にかかってくる。これプラスアルファとして、もし何か病気起こったりとか、水が降雨が少ないとかであったら、更に増える見込みやと思うんですよ。その予算が適正かどうかという審議を一回しとくべきかなと思います。この辺りは総額は今出てませんけども、ほかの委員さん、その辺どうお考えかだけ聞いてみたいかなと思ひまして。委員長、伺っていただいてよろしいでしょうか。これがほかの例えば一年中遊べる公園とかと比べた場合、ちょっと色合いが違いますけども、費用的に費用対効果を考えたときにどうかというところの検討というか審議は一回必要かなという気がします。

藤井本委員長 数字は後から言うということやけども、今、議長がおっしゃっているように、毎年毎年植え替え、5分の1か、約20%、一緒か。というように説明されたと思うんですけど、毎年毎年そのランニングコスト、これから必要という考え方でいいんですか。

安川部長。

安川都市整備部長 毎年かと言われれば、再来年度は確実にその部分を完全に植え替えていかないといけないかというたら、そうでもないということも考えれるとは思ひます。ですので、確実に700万が毎年出ていくかというたら、そういうわけではないということは今言えるところですよ。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

今の芝桜の件でございますけれども、今、部長が答弁したとおりでございます、今やり替えるところは特に見場が悪い、生育が悪いというところに700万の予算を計上しているところでございます、来年も同じように要るのかというと、そうではなくて、来年は果たしてやらなければならないのかというと、そうでもないような気がします。その場所場所によって生育が違いますもんで、その辺でご理解賜りたいなというふうに思ひます。

以上でございます。

藤井本委員長 議長が提案、提起されている、公園、毎年毎年ランニングコスト要るやろう。それを議論すべきやというのは、どっかですべきやと思ひます。しかし、屋敷山公園にしろ、山麓公園にしろ、ランニングコスト、植栽もあるし、どっちみち要りますので、それは総合的なところでお話をするということで、今回の予算の委員会じゃなくて、そういう機会を持つということは、むしろ議長のほうからどっかで担当常任委員会とかで話をさせていただくほうが。その話をしちゃうと、この予算特別委員会ですべてのところでランニングコストが必要になってきますから。というふうにさせてもらいたいと思うんですけど、よろしいですか。

後で報告すると言われた分については、後ほどどっかで報告してください。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、6款土木費に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

15分休憩いたしますので、20分再開いたします。

その間、職員の入替えもお願いいたします。20分再開です。

休 憩 午後3時05分

再 開 午後3時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

失礼しました。休憩前に、後ほど説明するということで、竹本課長の説明を許します。

竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

先ほどの奥本議長の質問で答弁ができなかった部分についてご報告させていただきます。

芝桜の整備、5か年の分で約2億円でございますが、その中には散水のポンプアップの工事も含まれておりまして、約2億円でございます。そして、整備面積につきましては、先ほど議長が1万9,000平方メートルほどとおっしゃっていただきましたが、その部分には、今現在、土木のほうでしている土砂で崩れた部分も含まれておりますので、芝桜の整備については約1万7,000平方メートルでございます。よりまして、今年度補植を計画している3,600平方メートルの約20%ということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 それでは、もう一度申し上げます。7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、7款消防費及び8款教育費についてご説明のほう申し上げます。予算書は147ページの下段からお願いいたします。

7款消防費、1項、1目広域消防費5億1,971万5,000円で、広域消防組合事業でございます。148ページ、2目非常備消防費では3,351万7,000円で、消防団運営事業で3,259万4,000円でございます。149ページの中段で、3目消防施設費で371万4,000円で、消防施設整備事業でございます。4目の災害対策費では3,839万1,000円で、防災対策事業で3,366万1,000円でございます。

続きまして、151ページをお願いいたします。8款教育費でございます。

1項、1目教育委員会費では、教育委員会事業で148万8,000円、2目事務局費では5億4,069万2,000円で、人件費で特別職1人と職員13人など1億2,262万円。153ページの上段、学校管理事業で1,821万6,000円。154ページ中段で、学校情報化推進事業で2,933万6,000円。下段の英語教育講師派遣委託事業で2,236万6,000円。155ページの中段で、学校給食特別会計への繰出金で3億2,734万2,000円でございます。

続きまして、2項、1目小学校費の学校管理費でございます。4億6,993万5,000円で、小

学校運営事業で1億8,666万2,000円。157ページの中段で、小学校管理事業で2億5,994万円。158ページの中段で、小学校情報化推進事業で2,325万3,000円でございます。

続いて、2目教育振興費では5,054万8,000円で、小学校教育振興事業で1,818万9,000円。159ページ中段の小学校就学援助事業で3,116万5,000円でございます。

下段の3項、1目中学校費の学校管理費でございます。1億8,589万5,000円で、中学校運営事業で5,136万6,000円。161ページの上段で、中学校管理事業で1億1,801万6,000円でございます。162ページの下段、2目教育振興費では4,941万6,000円で、中学校教育振興事業で1,992万2,000円。163ページの中段、中学校就学援助事業で2,949万4,000円でございます。

続きまして、4項、1目幼稚園管理費では3億2,553万5,000円で、人件費で職員24人など1億3,644万5,000円。164ページ、幼稚園運営事業で7,904万7,000円。165ページの上段で幼稚園管理事業で2,060万3,000円。166ページの上段で、子ども子育て支援事業で8,803万5,000円でございます。続いて2目の教育振興費では574万1,000円で、幼稚園教育振興事業で497万8,000円でございます。

167ページの下段でございます。5項、1目社会教育総務費で4,775万2,000円で、人件費で職員4人など3,091万8,000円。168ページの上段、社会教育総務事業で427万3,000円。169ページの中段、社会教育団体運営事業で505万円でございます。下段の2目人権教育推進費では人権教育推進事業で312万6,000円でございます。

170ページの中段、3目文化財保護費では、文化財保護事業で1,455万6,000円。171ページの4目公民館費では7,418万1,000円。人件費で職員2人など1,645万2,000円。公民館分館管理事業で2,400万5,000円。中央公民館運営事業で2,228万4,000円でございます。

173ページの中段で、5目コミュニティセンター管理運営費では928万1,000円で、コミュニティセンター管理事業で901万5,000円でございます。

次に、174ページの下段、6目文化会館費では1億2,265万2,000円で、人件費で職員2人など1,969万3,000円。175ページ、新庄文化会館運営事業で1,308万9,000円。176ページの新庄文化会館管理事業で7,083万円。下段の當麻文化会館管理事業で1,314万5,000円でございます。

177ページの下段、7目図書館費では7,832万4,000円で、人件費で職員3人など2,248万円。178ページの中段で、図書館運営事業で5,113万1,000円でございます。180ページに移っていただきまして、8目歴史博物館費では5,639万9,000円で、人件費で嘱託員1人、職員4人など3,116万3,000円。歴史博物館運営事業で966万4,000円。182ページの上段、歴史博物館管理事業で1,557万2,000円でございます。

続いて、6項1目保健体育総務費では1,826万7,000円で、183ページの下段、スポーツ振興助成金事業で952万8,000円でございます。

184ページの2目体育施設費では2億2,147万8,000円で、人件費で職員4人など2,975万1,000円。下段の當麻スポーツセンター管理事業で7,473万6,000円。186ページの中段、新庄スポーツセンター等管理事業で1,681万7,000円。187ページ中段の体力づくりセンター管理事業で8,826万円でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、まず、7款消防費に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 それでは、150ページです。これ時々予算特別委員会でも質問が出てきますけれども、防災士支援事業のところなんですけれども、概要でいきますと、防災士育成事業補助金、7年度は18万、6年度は12万でちょっとだけ増えておりますけれども、葛城市の防災士会ってありまして、防災士になる方に講習と試験の分を補助しようかと、防災士を育てようという事業だと思いますけれども、7年度は、予定ではこの18万で何人の防災士の方に受講してもらおうと考えてらっしゃるのか、そこをお願いします。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしくお願いいたします。

ご質問ですけれども、令和7年度は、令和6年度に対し5名増の15名分の予算を計上しております。こちらにつきましては、県へ確認させていただいたんですけれども、県の受講人数といたしましては、令和6年度と同程度の270名程度を予定していると聞いております。

試験の関係上、大幅な受講人数の増加というのは難しいと聞いておるんですけれども、今後、防災への関心というのは高まっております、受講者というのは増えていくということを予想できますので、令和7年度は5名増といたしまして、18万円の予算計上をさせていただいたところです。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 15人。今、災害対策ではすごく問題になって。問題というか、災害が起こったときにどうしようかという話がずっとされてまして、そこで災害が起こったときに防災士の方に先頭に立ってもらって、住民の方を災害から守ってもらえるような行動をしてもらおうということなんですけれども、この15人を防災士、7年度は育成すると。受講して試験も合格されて防災士になられて、この方たちは葛城市の防災士会に全て入会されるということになるんでしょうか。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 こちらの補助金を使って受講していただいて合格された方には、葛城市の防災士会のほうに入っていただくということを条件とさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 じゃ、防災士会はどんどんどんどん増えていくということですね。分かりました。防災士会に、万が一のときには、災害のときは活躍していただきたいと、そのように思います。

以上です。

藤井本委員長 今の質疑の中で、県で何人という話ありましたやんか。例えば補助をもらうもらわな

いに関係なく、自分で受けに行ったりとかもできないわけなんですか。制限かかっているという考え方でいいのかな。県が何人やと決めているように受け止めてんけども、私の質問分かってくれますか。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。

現在、この防災士の補助金を使おうと思いましたが、大字の区長さんを通じて推薦という形で受けたい方を募集させていただいて、市でまとめてこんだけ受けさせてもらいますというふうなを県のほうに申込みをさせていただいております。確かにそれ以外で個人で受けられている方もいるとは聞いておりますけども、その分については市のほうでは把握できていないというのが現状になります。

令和7年度を受講者の人数といたしましては、令和6年度と同程度の県内で270名程度の受講を予定しているというふうに聞いております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。関連で。

谷原委員。

谷原委員 防災士会の件で、今朝のときにも私お聞きしたら、県のほうの抽せんなんかもあって、予算せつかく組んでいただいても、抽せんに当たらなかったりして。受講者が多くて、今なかなか受講できないという状況が出てきているということなんですが、お聞きしたいのは、職員さんで防災士、どの程度、葛城市の職員さん持っておられるのか。これについてお聞かせ願います。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。

正確な人数というのは、すいません、実際把握してないというのが現状です。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 要望になりますけど、昨年令和6年決算特別委員会でも申し上げたんですが、防災士というのは神戸の阪神大震災のときに、大規模震災が起こると公助がほとんど期待できないと。だから地域の人たちが倒壊のところから人を助け出すとかいろんなことに、ほんとに自分たちでやらないと、来てくれないというふうなことから、その反省の下に防災士会を立ち上げると。要は災害について理解がないと、例えば倒壊しているところに下敷きになった、助け出せとやれば、クラッシュシンдрームで、はりを上げた途端に亡くなるとかね。そういうクラッシュシンдрームがありますよという、これ1つ取ってでも、倒壊したところで人をどう助けるかという基本的なことを学ぶとかなので、私は市の職員さんも防災に関わるところは、防災備蓄、備品等の管理その他、施設、避難所の運営の仕方も含めて、HUGとかいうトレーニングもよくやっていますし、防災のときには職員さんが本当に拠点の職員として動かれるので、ぜひ防災士の資格を取っていただいて、防災士会に入っていただくことをお願いします。

藤井本委員長 要望としてお願いします。

ほかに。

吉村委員。

吉村委員 私も坂本委員と同じところの予算書の50ページから3か所。ごめんなさい、150。さっきから100をついつい飛ばして、すいません。150ページということで。災害対策費の12節委託料ですね。これ全部、予算案の概要の50ページに載っていますので、よろしくお願いします。

まず、防災マップ整備業務委託料についてお伺いいたします。752万4,000円ですね。これ前は令和2年度に発行されたと思うんですが、今後も5年ごとの改訂で出されるのか。あと、前回配られたと同じように各大字ごとで。私、疋田を持っているんですけど、各大字ごとに同じように配られるのかというふうなこと。これは確認です。

それから、前回、令和2年に出されたときは、令和元年度に大字への聞き取り調査というものを実施されて、それを基に作成されていますけれども、今回も聞き取り調査が行われたのかということ、これを確認させていただきます。

それから次に、工事請負費。予算案の概要によれば、避難所等看板設置工事ということなんですけれども、これも新規事業です。昔は例えば広域避難地と言われていた、阪神・淡路大震災の後、そのように言われるようになったんですが、今は指定緊急避難場所というふうに変わっていますし、広域避難所というのは指定避難所というふうに変わっているので、これは実態に合わせて看板を付け替えるという形なんですけど、これは令和7年度で完結する事業なのかどうか。これ確認いたします。

それから、あと県の防災行政通信ネットワーク衛星回線等再整備負担金ということで、県の防災行政通信ネットワークというのを使ってもらっしやると思うんですけど、それを更にパワーアップするための事業だというふうに思うわけなんですけど、この事業の詳細についてお伺いします。

以上です。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の防災マップ整備業務委託料でございます。こちらにつきましては、ハザードマップの更新頻度につきましては、国土交通省の指導要領に更新時期の規定があるわけではなく、更新のタイミングや頻度は自治体の判断に任されております。今回は令和7年度に奈良県において土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が見直されること、また、令和5年5月に奈良県より中小河川の洪水想定区域図が公表されたことにより、これらを反映した地域防災マップの見直しを行うものでございます。

また、現在の地域防災マップは令和2年度に作成しておりますので、ここから5年が経過しております。新たに今現在、各大字のほう回らせていただいて聞き取りをさせていただいているところなんですけれども、そちらのほうも反映した地域防災マップの策定を行おうと考えております。配布のほうは、今考えているのは、各大字ごとに分けてというふうな配布を考えております。

次、2点目の避難所など看板設置工事でございます。こちらにつきましては、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、災害時における緊急の避難場所を指定緊急避難場所、一定期間滞在して避難生活を送る指定避難所として区別する規定が設けられました。本市におきましても、平成30年の地域防災計画の修正に伴い、上記の区分へ修正は行いましたが、現地看板はまだそのままになっております。また、経年劣化しているものも見られますので、そちらのほうの看板の付け替えを行います。

内容につきましては、旧広域避難地を指定緊急避難場所に替える看板が4か所、旧広域避難所を指定避難所に替えるのは15か所で、新たに新庄中学校の武道場、白鳳中学校の武道場の2か所が指定避難所に指定されておりますので、こちらの方の看板を追加するものでございます。こちらにつきましては令和7年度で完結する予定でございます。

次、3点目の県防災行政通信ネットワーク衛星回線等再整備負担金でございます。こちらの事業内容ですけれども、平成28年に整備した奈良県防災行政通信ネットワークにおいては、副回線として自治体衛星通信機構、ラスコムというんですけれども、こちらが運営する衛星回線を活用しておりますが、第2世代システムにつきましてはラスコムより運用期限が示されておきまして、後継の地域衛星通信ネットワーク第3世代システムに更新する必要があります。また、平成28年度に設置したサーバーなどの設備について、経年劣化が進行しております。また、計画的に更新していく必要があります。

奈良県防災行政通信ネットワークを維持継続するため、県では衛星回線などの再整備を計画されておきまして、設置する設備に要する費用の一部を市町村が負担するものでございます。全体事業費といたしましては9億5,215万4,649円で、うち半分を県が、残りの半分を各市町村で負担するものです。

どう変わるかということですが、現在、主回線が光回線で、現在は大和路ハイウェイ広域イーサネットを用いたイントラネット、こちらの方を、大和路ハイウェイフレッツ・VPNワイド経由のインターネット接続にすること。副回線の1つ目といたしまして、ラスコム第2世代のものをスターリンク、こちらに更新をする。副回線の2つ目、ワイドスターⅡ、こちらは衛星携帯電話なんですけれども、こちらをラスコムの第3世代に交換する工事と聞いております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。まず、防災マップの更新については、これは5年で決まっているもんじゃなくて、今回、状況に合わせて最新のものを反映させるということで、たまたま5年になったということで、承知いたしました。

これでバージョンアップしたものを我々は手にすることができるという形なんですけど、今回から、前回いろいろと私も手元に持っていますけど、新しくこういう表記ですか、今までになかったけれども、こういった表記を入れようというようなものを検討されていることがあれば、お答えいただけたらと思います。検討中ということであれば、またということをお願いします。

それから、あと看板ですね。避難所等の看板の設置工事は、既に文言は修正はされていた、法令改正によってね。それが看板もちょうど経年劣化してきたということで、このタイミングできちっと合わせるという形で、承知いたしました。

それから、県防災行政通信ネットワークについてなんですが、今説明いただいたら、光ファイバーとその上に衛星衛星という三重のセキュリティというんですか、三重の強靱化した通信回線。1つが駄目でも次はという強靱なものということは理解いたしました。

今、県防災行政通信ネットワークというふうに今も運用されていると思うんですけども、その運用状況、これについて確認したいと思います。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 防災マップに新たに表記するものですが、現在、各村のほうに聞き取りに行かせていただいた中で、今、指定緊急避難場所と指定避難所の違いが分かりにくいよとかということを聞かせていただいているんで、その辺は分かりやすく表記させていただこうかなと考えております。また、今の防災マップ、浸水想定区域の浸水する深さによって色分けはしているんですけども、ちょっと見にくいと聞いているので、その辺も分かりやすいように修正していこうかなというふうに考えております。あとまた細かいところは今後も検討していかせてもらおうかなと思っております。

次、2点目の現在の県防災行政通信ネットワークの運用状況ですが、本システムの導入によりまして、オンラインで本部設置、避難所の開設、避難勧告などの情報を報告することができるようになっていまして、県が把握している情報と市町村が把握している情報の共有が可能となっております。また、Lアラートの連携によりまして、本部設置、避難所の開設、避難勧告などの情報がオンラインで発信されるため、メディアからの報道や携帯各社からの緊急速報メールが迅速に住民に伝達送信されることになっております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、奈良県の防災行政通信ネットワークですね。Lアラートは利用開始が平成29年度からでしたかね。ということで、行政、市と県と情報をお互いに共有できるということで、そういうふうに運用されているということで、承知いたしました。

それから、確かに、今聞き取りされている中で、特に皆さんがご覧になって、ぱっと一目で情報が分かるということ、これ大事やと思いますのでね。先ほどおっしゃったみたいに、私も指定緊急避難場所と指定避難所というので名前が時々勘違いしてしまうときもありますんで、皆さんも、あれ、どっちやったかなと思われる方もいらっしゃると思うんで、それ分かりやすくしてくださるということで、その辺りいろいろと聞き取りをして、しっかりと反映していただきますようお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 1点、お願いします。149ページの7款、1項、4目の防災対策事業に関わって、ここに

事業費が若干計上されていますが、防災備品等の計上はないということで、これは補正予算のほうで、令和6年度補正第8号のところで繰越明許費として国のほうから8,000万の交付金を使って整備しようということで。予算の概要じゃなしに、予算案のポイントのほうに写真入りで幾つか紹介があって、これは令和6年の補正なんですけれども、今年度予算ということでも紹介があるので、ここをお聞かせ願いたいんですが。

これ備品を整備していきます。いろんな消耗品も整備していきますよね、防災備蓄品として。そのときに備蓄品の計画というのは葛城市にあるのか。例えばこの備品、この消耗品をここまで備えていきましょと。その備品一覧みたいなものですね。備え付けるべき備品、消耗品の一覧、防災備蓄品の一覧。こういうものを充足していく計画というのがあるのかどうかお聞きしたいんです。

その際、私、他の市町村も幾つか見させていただいたことがあるんですが、物すごくばらついているというか、ある市は全くなくて、ある市は物すごくたくさんあったりするもんもあったりして。地域性もあるのかなとは思いますが、そうとも思えないものもあるので、統一した広域災害に必要な備品はこうですよという何かあって、備品一覧が作られて、それを備えていくための計画というふうなのがつくられているのか。こういう8,000万近くの備品をどういう形で購入されていくのか。ここら辺お聞きしたいんです。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

防災備蓄品につきましては、数というのはもちろん一覧表というのは持って把握はしておるんですけども、その数をどこまで整備するかという明確なものはございません。この6年度の補正予算で上げさせていただいた分は、トイレ、キッチン、ベッドというのを重点的にそろえてくださいという、避難所の避難生活の向上のために使ってくださいという補助金です。

その中で考えさせていただいた中で、テント型のパーティションであったり、トイレというものは今持っているのが少ないであろうというふうなことだったので、そちらの交付金を活用させていただいて、数をそろえていこうというふうに考えております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 計画がないということでしたが、備品なんかもそうなんですけれども、どういう備品を買ったらいいのかというのは、どこでどう判断されているか僕よく分からないんですけれども、例えば予算案のポイントのところ、自動ラップ式トイレとかいうのがあるのを見ますと、これ電気がなかったら立ちどころに使えないと。長期に停電すると、せっかくいいものでもですね。だから、よくよく精査して、他の自治体とも、あるいは専門家とも。何かそういうのがないのかなと僕は不思議に思うぐらいなんですけど、要るんじゃないかなと。

私ちょっと気になってるのがね、これ質問なんですけど、例えば自動車ですね。葛城市で電気自動車、幾つかそろえていくようになると。そういう計画もいろんなところであるかと思うんですが、例えば長期に停電が続くと、走り回っているうちに動かなくなるとかね。そうすると、全てを電気自動車みたいに移しちゃうと、本当に災害が起きたときに大きなり

スクになるので、分散ということも要りますし。例えば小型の電気自動車なんてのは、まずそういうときには役に立たないように思うんですけども、ここら辺の考え方はどうですか。つまり、長期に停電したときにこういうのは役に立つかどうかとか、そういうことから考えた備品の整備の在り方とか、もうちょっと専門的。何かないのかなと、逆に心配しているとこなんです。あるけど、結局はいざとなったら使えないなんてのは一番もったいないわけですから。そこら辺はどういうふうな判断でやっておられるのか、お聞きしたいんです。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 今回、電気自動車の件につきましては、補正予算のほうで移動電源車のほうの購入をさせていただこうと思っています。こちらにつきましては200ボルトの発電もできて、E Vの車の充電もできるような仕様になっていますので、こちらのほうが活用できるかなというふうに考えております。

また、自動ラップ式トイレにつきましても、ずっとではないんですけども、ある程度もつ蓄電池のほうも一緒にセットという中に入れて購入させていただこうと考えていますので、電気がないからすぐに使えないというものではないというふうに言うておきます。すいません。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 言いっ放しになりますけど、今回トイレ、キッチン、ベッドということで整備していただくということで。ただ、一般会計予算、令和7年度には備品関係については購入は全くないということで。私は、計画的にこれだけのものを備えておきたいので、今これだけ足りないと、国の補助金も入れて、一般会計も入れて、それを充足させていくという、何かそういう一覧表をぜひ作っていただいて。それは他市ともいろんなこと相談していただいて、計画的にやっていただきたいなと思います。これが1つと、それからトイレ問題というのは、能登半島地震でも非常にいろんなことが情報として分かることもあったりしました。マンホールトイレというふうなことで、いつとき我々も考えていたようなこともありましたけれども、実際には下水管が破壊されると、全くそういうことすら難しくなるので、どうするかとか。大きい災害が起きれば、新たな備品とかの実際使えるのかということも含めて出てきますので、そういうアンテナを張っていただいて、ぜひいいものを買っていただきたいと思います。

藤井本委員長 ほかにないですか。

増田委員。

増田委員 消防団費で1つ。148ページですね。非常消防費の需要量で聞きましょうかね。消防団、6分団ですか、プラス。プラスで言うたら失礼ですけど、それ以外に女性消防団。どのような位置づけ、女性消防団のね。消火活動、女性の方ですんで、女性の方ならではの消防団活動をしていただいているのかなというふうに思うんで、その位置づけをまずお聞かせください。

それから、先ほどの備蓄の件なんですけども、一般質問でもさせていただきましたように、私一覧表でお示ししましたように、あの一覧表の欠けてる分というのは、令和7年度の予算には計上されておりませんが、不足する部分があの一覧表で分析できんのか。総務省の

検査、調査のあの様式の中の項目をもう一度精査していただく必要があるのかなと。これぜひとも7年度に検証していただいたらなというふうに思います。まだまだ凸凹があつて、寒いときの備えもないですし、そういった欠けている部分についてはご検討よろしく願いします。消防団、お願いします。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

現在、女性消防団につきましては、本部付という位置づけになっておりまして、分団の扱いではございません。主な活動内容といたしましては、啓発ですね、火の用心の啓発であったりというところで、市内のところでスーパーのほうに行ってもらって、啓発であったり、何かあったら火の用心の啓発をしていただくという活動を主にさせていただいているところです。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ちょっと聞き漏らしたんですけども、火災のときの出動については求めてないというか、ないということですか。

もう一つ、これ私お願いなんですわ。出初め式のときに、同じように分団と行進もされて、女性消防団という位置づけでね。本部付とはいふものの、やっぱり消防団員として出初めに参列もしていただいて、私らも、女性の立場で消防団活動をしていただいているというふうに非常に心強いんですけども、悲しいかな、女性消防団にないんですよ、旗が。消防団というね、一番冠ですよ。それないんですよ。ぜひとも買ってあげてくださいよ。それ1つのあかしやと思うんでね、女性消防団としてのね。それぜひともお願いしたいなというふうに思うんですけども。ここには予算入ってないんで、今後のお願いとして購入をいただけたらなというのと、もう一つ、女性消防団、何人なんですか。組織としての。本部付やと言わはるから、本部長の下にいやはんねけども、女性消防団が、その団長は誰ですかと聞いたら、そういう位置づけないというふうに。何か代表者とか団長とかいう、それはないんですかね。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 ご質問の1点目で、今現在、女性消防団の数につきましては、火災での出動は現在求めていないというところです。

2点目の団旗の話なんですけども、すいません、本部付ということで、何かあったら本部の旗を使用しようかなと考えていたところなんですけども、近隣の女性消防団の状況で旗を持ってるかというのを調べさせていただきました。女性消防団がある11市のうち9市は女性消防団の旗というのは持っておられますんで、その辺は今後検討させていただこうかなと考えております。

あと、女性消防団の位置づけですけども、団長は葛城市消防団の団長がおられて、女性消防団、部長、班長という形でおられます。分団ではないので。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。位置づけが分団という位置づけじゃないから、分団長という肩書はつけら

れないと。やっぱり複数の人数の方おられるので、代表的なものを明確にさせていただいたほうがええかなというふうに思うんで、団長という名前がつけられないにしても、何かそういう位置づけだけしていただくほうがええかなと感じました。

それから、団旗ね。これは統計、状況、結果のとおりでございますんで、後れを取らずに、葛城市もちゃんと団旗の購入、導入、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 今、増田委員のほうの関連で、女性消防団について改めてお伺いいたします。かれこれ10年ぐらいたちましたね。当初、私も議員になってしばらくしてから女性消防団ができたというのを思い出してるんですけども。出初め式もきちっと出ていただいて。日頃より啓発活動が中心ということです。防災に対する勉強会とか知識を深めるための何か研修会とかはされているのかということが1点。

それと、団旗、今言われたみたいに、多分、8年に全国大会というのに行かれると思うんですよ。参加されるのかどうかということ、団旗。全国、今かなり3万人ぐらいいるんじゃないのかなと。当初、少なかった。全国的な組織が広がって行って、女性の視点というのが重要になるということで、その位置づけから見ても、うちも全国大会に出るのであれば、団旗というものが必要になるのかなと思うんですけども、その辺りのこれからの予定というか、その方向で考えていただいているのかどうかというのを伺いたいんですが、お願いいたします。

藤井本委員長 2点。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

研修ですけども、奈良県女性消防団の研修というのがありますので、そちらのほうに参加をしていただいております。

2点目の委員おっしゃるとおり、令和9年に女性消防団の操法の全国大会に出場する予定をしております。それに向けて、そろそろ訓練のほう始めていかなければならない時期には来ております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 本当に人数的にはもうちょっと増えたらいいのになと思うてゐるんです。こういう方たちの活動をどこかで市民の皆さんにも周知していただくような方法も取っていただきたいんですけど、女性消防団の紹介というのは、どういったところで披露されてるのかな。広報とかでもされるのかな。募集とか、そういったものは、その辺りを聞かせていただきたいんですけど。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 市の広報誌で紹介というのはしておりません。令和9年に全国の操法大会に出るということもありまして、女性消防団さんの中でチラシを作っていただいて、入ってもらえ

ませんかというような活動はしていただいております。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 そうなんです。去年の多分、市民体育祭のときかな、一生懸命配ってあったんですよね、皆さんね。自ら自分たちが配らなあかんということですけど、やっぱり市の協力なかったら、なかなかそこも広がっていかない。全市民の方から応募があるということは、お手伝いをしていかないといけないのじゃないのかなと思いますので、ぜひそのところも含めて、女性消防団の増員をしっかりとお手伝いしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから団旗につきましても、ごめんなさい、8年ちゃう、9年ですね。9年、操法大会に出られる。頑張っていたきたいと思います。スキルアップとモチベーションを上げていただく意味でも、しっかりした存在をアピールしていただくということで、11市の中の9市が持っているということですし、その辺のご検討もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 よろしく願いしときます。

ほかに。

西川委員。

西川委員 概要書なんですけど、51ページです。災害対策費になると思うんですけど、概要書の上のほうに防災減災対策活動補助金、令和6年度は440万円。たしか防災減災の何かでも使ってくださいねという指定をせずに10万円ずつ各大字のほうに補助されたということなんですけど、今回計上されなかった理由。効果が見えなかったのかとか、どういう。決算のまだあれかどうか分からないですけど、その状況どうやったんかなというのが気になる。今回計上されなかった理由は何かなということをお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの西川委員のご質問でございますけれども、今回、令和6年度防災減災補助金のほう計上させていただいて、現状の効果というよりも、この補助金を最初にお願いしたときには、能登半島地震がちょうど令和6年1月にございましたので、市民の方の防災意識の向上のためにこの補助金をどういうふうに活用するかと話し合う1つの機会にということで、まず今回令和6年度は上げさせていただいたというのが大きな理由でございます。その中で効果というか、現状まだ年度終わってませんので、はっきりとしたことは言えませんが、ほぼほぼ。何か所かは利用しないというご意見もいただいているんですけども、ほぼ申請のほうしていただいて、交付のほうも行っております。

今回の令和7年度に上げていない理由ということでございますけども、これ自体が令和6年度のもう一つ前というのがたしか令和元年度だったと思うんです。かなり年数を空けておりまして。防災対策というのは、この前、増田委員さんが一般質問でおっしゃってたように、自助、共助、公助ですね。これをバランスよく機能を高めていくというのが大事なかなと思っております。その中でこういう補助金も1つとしての活用というふうに考えておりますし、今後、これ以外の方法も当然検討していかないけないと思いますので、こちらは引き続いて、

大字のほうからの意見もいろいろと調査、分析しながら、今後どうしていくかというのはまた考えていきたいというふうに考えています。取りあえず令和7年度につきましては予算計上はしておりませんし、執行というか、立てる予定もございません。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今、林本部長のほうからも説明あったんですけど、これをきっかけに防災のことについて大字で考えてよというきっかけになった。うちの地元の中戸区は、昨年に防災訓練をさせていただきました。それがこれがきっかけになっているというか、していかなあかんよねというところの雰囲気はずっとつくっていったんですけど。これがきっかけになってたかどうかというのは分からないですよ。ただ、活用させていただいていると思います。

もしかしたら、大字の中でも申請を出されてないというところも何件かあったというふうになお答えあったんですけど、大字によったら数、世帯数が多いじゃないですか、ところもあれば。そやから額の面もあったんかと思うんですけど、例えばどんな形で利用されたかというのは大体分かりますか。代表的な形でいいんですけど。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。

いろいろなものを買っていただいているんですけども、代表的なものでありましたら、簡易トイレでありますとか、投光器であったり、消火器であったり、熱中症対策ということでミストシャワーであったりというのを買われている大字があります。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 一回、令和6年度のときはこういった試みをされたと思うんですけど、今回計上されていないということ。これもうちちょっとやり方を変えやはったほうがええかなと、僕の中では思います。今回計上されてない。ただ、確かに大字によっては使いにくいような助成の形になってたかなというふうに、僕らも議決させていただいてるんですけど、今思えばそういう形になってたのかなというのもありますし、これは再度この年度末、きっちり効果を検証されて、大字も幾らか共助の分で何かしら市のほうからでも、それがお金なんか何か分からないですけど、求めている部分はあると思いますので、その辺をちゃんときっちり吸い上げていただいて、また今度の予算計上につなげていただけたらなというところであります。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、7款消防費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替え及び休憩を取りたいと思います。

1時間余りしかたってないですけど、15分休憩取ります。今15分として、30分に再開いたします。

休 憩 午後4時15分

再 開 午後４時３０分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書151ページの８款、第１項教育総務費から167ページの８款、４項幼稚園費の最後までに対する質疑に入ります。151から167です。よろしく願いをいたします。

質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 ３点お伺いいたします。小学校と中学校と同じ内容のものもありますので、まとめて１つということで聞かせてもらいます。

まず、予算書の小学校は158ページと中学校が162ページなんですけれども、予算案の概要で見ますと、53ページ、54ページで、小学校、中学校それぞれ１人１台端末の更新というもののなんです。これがリースにて更新というふうに予算書の概要を見たら書いてあって、小学校458万9,000円、中学校168万3,000円、結構な金額になります。

小学校はi P a dと中学校はC h r o m e b o o kやと思うんですが、金額も結構ありますんで、国の補助とかどうなっているのかを確認したいのと、それからリースにて更新というふうに令和７年度からそうなるんですけど、現在はどういう形になってたかの確認を併せてさせてもらえたらと思います。

それから、あと図書購入費についてお伺いいたします。小学校のほうは予算書の159ページの小学校費の中にあります児童用図書購入費、あと中学校のほうは163ページで生徒用図書購入費で、同じことであります。

まず、それぞれの小学校やったら５校、中学校やったら２校あるんですが、これ考え方だけ教えて。細かい数字はいいんですが、小学校も中学校も学校によって、規模が大きい学校、小さい学校というふうにありますので、その規模に合わせて購入費というのは分かれている、配分されているという理解でいいのかということを確認をいたします。

それから、あと要保護・準要保護児童援助費、これについても小学校と中学校あって、これが159ページ、小学校のほうは教育振興費、扶助費で2,598万8,000円、中学校が159ページに載ってまして、同じく19節扶助費ですが、2,688万7,000円です。これ見ましたら、小学校のほうは令和６年度の当初予算と比べて、5.6%ですから５％程度のアップなんですけど、中学校が18.4%と２割弱のアップになっています。これが増えている理由について、単純に対象となる人数というか、中学生の数が増えているからということであれば、それでいいんですけど、その辺り確認をさせてください。

藤井本委員長 以上３点。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１点目の１人１台端末の件ですけども、こちら令和２年度に導入いたしましたG I G Aスクール構想による１人１台端末について、令和７年度で５年が経過するということで、バッテリーが弱ってきていること、また、国の補助を受けるためには県の共同調達に参加することが条件となっておりまして、これが奈良県が令和７年度のみということで、今回

共同調達に参加し、端末の更新を行う予定をしております。

補助につきましては、前は国の補助事業に申請としておりましたが、今回は県に補助申請を行います。購入の場合は市に補助金が入りますけれど、今回リースということで補助金は市ではなく、リース会社のほうへ入る形になっております。補助対象といたしましては、端末本体、運搬費、設置費等で、対象数は全児童・生徒数足す予備機となっております、15%が予備機の上限となっております。あと補助率なんですが、補助対象経費が1台当たり上限5.5万円の3分の2が補助率となっております。先ほど言いましたけれども、前回については購入で行っておりますが、今回はリースでの導入を予定しております。

2点目でございます。図書購入費でございますけれども、この考え方なんですが、基本的には学校規模に合わせたものとなっております、そのやり方につきましては、各学校において司書教諭と図書館の補助員の方が各教諭に聞き取りをしていただいて、最終的には管理職の方と相談された中で、各学校から要望をいただいた本を今回予算額として上げさせていただきます。

3点目の要保護・準要保護なんですけれども、こちらにつきましては、令和7年度の人数につきまして、小学校で308名、中学校では183名を見込んでおります。人数は小学校のほうでは9名増加、入学前支給につきましては6名の増加というふうに見込んでおります。また、中学校のほうでは人数で10名増加、入学前支給では14名増加ということで見込んでおります。

増員の理由なんですけれども、特に中学校につきましては、今の6年生の人数が中学3年生と比較いたしまして80名程度多くなっております。県立や私立学校のほうへ進学される児童の方もおられますけれども、50名程度は人数の増加が見込まれるため、中学校のほうで人数の増加を見込んでおるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

要保護・準要保護児童援助費、あと生徒援助費ですね。特に中学校のことについて対象人数、お答えいただきまして、具体的に予算上の対象人数、ありがとうございます。

今言われて、そうですね。小学生がみんなそのまま、私のときの感覚やったら全員中学校に上がるというふうに思い込んでたんですが、その時々によって私立のところに行かれる方やとかいて、その数が増えたり減ったりとかして、今度は中学生がかなり、80名ぐらいですか、増えるということで。理由は承知いたしました。

こういったものなんですが、今インフレ率が結構アップしております。2%、3%と言われたりとかして、賃金が上がってもどうしても実質賃金は下がったりとかいうふうな話があるんですが、こういった考え方を伺いたいんですが、物価の高騰とかインフレ率というのは、これについてはどのように考えて算出されているものなのかということを伺います。

それから、あと学校図書館については承知しました。学校の先生の中から選抜されてる司書教諭というのがいらっしゃって、それから葛城市はこれはすばらしいんですが、学校司書が全部の学校に小学校はいらっしゃるということで、それが相談しながら、学校できちっ

と決めて出されているということ、承知しました。

それから、先ほど確認したら、1人1台端末のiPadとChromebookなんです
が、今回はリースだけれども、前回は購入やったということで、気になるんですが、そう
なると、買っている古い機器、これをどないすんのかなというふうなこと、ちょっと気になる
んですが、そのどうするんですかとか、処分されるのか、その辺り確認をさせてもらいた
いと思います。

藤井本委員長 今の質問の中で吉村委員さんがおっしゃった、小学校、中学校というときに、私立に
行くとか行かないという話出たけど、これは保護・準要保護に関係あるんですか。ちょっと
誤解を招くから、一緒にお答えください。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本です。

まず、物価高騰につきましては、基本的には国の要保護の基準額を基に計算しております
けれども、実費部分もありますので、その辺ちょっと上乗せした形で予算を見ております。

先ほど、私立学校へ行かれるというお話もさせてもらったんですけども、その方も対象
にはなりますので、80名増えるという形で、すいません、そこは訂正させていただきたいと
思います。

2点目の古い機器のほうなんですけれど、処分の方法ですけれども、こちらにつきましては
は、令和5年の10月に文部科学省及び経済産業省、環境省の連名によりまして、再使用また
は再資源化の通知のほうが来ております。内容といたしましては、資源の有効活用の観点か
ら、再使用できる端末につきましては学校等で再使用を検討してくださいというふうになっ
ております。また、再使用が困難な場合は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ処
理委託、または資源有効利用促進法に基づく製造事業者等へ処理委託を進めるようにという
形にされておりますので、通知に沿うような形で処分を考えております。

現在のところ、iPadのほうは業者のほうに購入をしていただくことで考えております。
その部分につきましては、物品売払収入の電算機器の売払代金のほうで計上をさせていただい
ております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 それを、あるものを買取ってもらうということですね。それについては、ということは
収入、雑入かな、市のほうの収入になるということで理解をいたしました。費目はまた後で
歳入のほう確認をさせていただきます。もしよかったら、委員長、歳入のどこに出てくのか
聞いてもらったら。

藤井本委員長 今、歳入で出てくるということで課長のほうからお話あったので、ついでに歳入のこ
こで出てきますというのをお示ししてくれますか。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

歳入につきましては、23ページの16款財産収入の物品売払収入の中の電算機器売払代金

627万円、こちらになっております。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございました。ということです。

ほかに。

坂本委員。

坂本委員 じゃ、お願いします。155ページです。学校補助金事業の中の学校創立記念事業補助金、これ新規で100万ついております。

今までになかったけど、私の記憶では、小学校、中学校の創立記念日というたらお休みになって……。

(「周年事業、150周年」の声あり)

坂本委員 150周年。

藤井本委員長 一応聞いてください。そう答え返ってくるだろうけど、聞いてください。

坂本委員 創立記念日だと思ってましたので、まあ、じゃ、どうなのか聞きます。それが1点と、157ページの備品購入費、概要でいいますと52ページの児童用机、椅子の購入費、これも新規となっております、761万7,000円がついております。小学校6年生の児童の机が狭くなっているので新しい机に替えようという理由だと思えますけれども、これは中学校は机を広くする部品をつけられて、机を広くされてましたけども、今回、小学校は6年生の児童の机は新しくしようということだと思えますけど、これは中学校と違うのはどうなんでしょうか。それをお聞きます。

藤井本委員長 2点。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず、1点目の補助金につきましては、委員おっしゃるとおり、令和7年度に當麻小学校が創立150周年を迎えられるので、それに合わせて今回、補助金の交付を考えております。

2点目につきましては、机と椅子のほうなんですけど、こちら中学校につきましては、天板拡張器具といいまして、机に器具を取り付けて机を広くするという器具でございますけれども、こちらを導入させていただいております。こちらはこども議会において提案がありまして、中学校を卒業するまでに希望をかなえてあげたい、また納期が短期間であるという状況もありましたので、そういうのをさせていただいて。今回、小学校はどういうふうにしていかと考えさせていただいたときに、小学校の子では持ち運びとかに不安があるんじゃないかということとか、いろいろ考えさせていただいた中で、広い机のほうにさせていただいたというところで、今回上げさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 失礼しました。150周年は理解いたしました。それで結構でございます。

机の件ですけれども、中学校は短期間で替えたいから、そのようにされた。今回は机自体を替えれるんですけれども、費用面からするとどうなんでしょうか。机を替えたほうが高

くつくんでしょうか。その逆なのか。それは分かりますでしょうか。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

天板拡張器具につきましては、令和5年度に導入させていただいたときに、総額で約420万円ということでした。こちら中学校1年生から3年生でそのくらいの金額だったんですけど、今回、机につきましては、6年生の分400台だけで761万7,000円という形で、金額的には高くなるかなと考えております。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 広くなって、勉学に励んでいただければ結構だと思います。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 机のほうなんですけど、やっていただくのはいいんですけど、よく分かんなかった。

持ち運びに危険というのは、外れるからということ。その辺が意味分からなかったのが1つと、もう一つは、前に中学校をやっていただいたときに、小学校はという話をさせてもらったときに、小学校からはそういう声がなかったんですという答えをもらったような気がするんですけども、今出てきているんですかね。と、5年生、4年生はどうなっていくのかな。同じ機械入ってるのと違うんですか、これ。6年生だけでっかいパソコン入ってるわけじゃないと思うんですけども、その辺の今後の展望と。この2つですね、お願いできますか。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

先ほど、持ち運ぶときにちゃんとしっかりしたところを持たないと、外れる、壊れるということもありますので、小学校についてはそういう危険というか不安がない机のほうを導入したいということでございます。

それと、学校のほうから要望がなかったという。私そこは存じ上げないんですけど、今聞かせていただいた中では、ぜひとも入れてほしいというお声は聞いております。

3点目の今後の予定でございますけれども、来年度は5年生の分で、令和9年度には4年生の分を、できればそこまでは導入していきたいといふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 僕は、はめ込むやつ見たら、結構がっちり留めてたような気がするんで、危ないというのがよく分かんないんですけども、やっていただくのはやっていただいたらいいと思うんですけども。ほんで今後も5年、4年とやっていただくということで、取りあえず今年は予算上、6年生だけでお願いしますということですね。分かりました。ちょっとその危険というのがよく分からんのですよね、僕。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 私が聞いている話と若干ぶれるんであれなんですけども、まず、拡張器でいけないのかという話を確認しました。その中で、小学生については、拡張の部分のあの大きさというのが大

き過ぎで、持ち運びするのに重た過ぎるのと違うかという話がありました。ですので、今回の机の大きさというのは、拡張器をつけるものよりかまだ若干は小さい。今現在使っている机よりかは大きいですという説明を受けておるところでございます。

それで昨年、中学生のほうは急ぎということもありましたけども、こども議会の中で中学生の要望として上がってきました。小学生の要望としては上がってきていなかったんですけども、その拡張の机の話を当然のことながら小学生、兄弟もいてますんで、いろいろ話を聞かれる中で、小学生のほうからもそういう要望といいますか、全体としての要望が教育委員会として上がってきたみたいでございします。ですので、あとの机の選択はどのようにするのかという中で、ちょっと天板の広い机を選ばれた。

それとあと、1年生から6年生全てをやるのかどうかというのは、これからのまた、掃除のときの机の運び方ですとか、いろいろありますんでね。まず高学年のほうから順次していくというところでございます。

机につきましては、当然のことながら消耗品でございしますので、通常の段階でも入替えという作業で、随時机の入替えをしているようでございします。その予算配分の中で、修繕という部分と新規購入という中のバランスの中で、購入のほうが多年度使う場合については有利であるという判断の中での予算計上であると聞いております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今の市長のお話でよく分かりました。でか過ぎるんですよ、小学校でやると。なるほどなるほど。単純にこの金額だけ見たら、広げるやつだけで2学年一気にやったらええのと違うのかという単純な計算になっちゃったんでお聞きしたんですけども、来年からもやっていただける。僕もタブレット2台入れたら狭うてしゃないんですよ。それを毎日、小学校の子らはそう感じてんのかなと思っちゃうと、やっていただきたいんで、ぜひとも来年も5年、4年、3年とやっていただいたらなと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 関連じゃない。

藤井本委員長 関連は。

川村委員。

川村委員 今の机なんですけどもね。前回つけた大きい中学校のやつは、それはそのまま生かしていくということで、それでよろしいんでしょうかね。それは今、机が、例えば教室狭くなって、みんな行き来しにくいとか、そんなことにはなっていないのかどうかだけ確認したいんです。

要するに、これから先は付け加えたような形の机はやらないと。全部机新しい、これからの計画はね。全部、新J I S規格の机でやっていくというお考えでいいのか。プラスでやった分は、それで終了というか。どう考えてんのか。これからの計画を聞きたいんですけど。ここ数年の計画だけ言われてましたけども、どっちがいいのかなと思ってるんで。

その中で、旧のJ I S規格というのと新のJ I S規格、これ何年ぐらいのサイクルでこの

J I S 規格というのは変わっていくのかな。次また新しい J I S 規格とかいうて、そんなことにならないのかなと。旧は何年の J I S 規格やったんかとかいうのも教えていただきたいんですけども。J I S 規格というのはそうそう変わるものではないんやろね。その辺りも説明していただいて。せっかくこれから将来、大きい机でいくんやから。まず一番最初は中学生。教室が狭くなって。大きい電子黒板も置いていることやしね。いろいろと教室の状況も変わってると思うので、すいません、教えてください。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず、教室が狭くないんかということ。もちろん机自身が大きくなりますので、狭くなることはなるんですけど、その辺り学校にも確認させていただいた中で、導入していけるというふうには確認を取っております。

あと、J I S 規格の見直しなんですけれど、大体5年ぐらいで見直していくというふうにはなっておりますが。今後のことはちょっと分からないですけど、一応そういうふう聞いております。

あと、中学校のほうなんですけれど、現行、天板のほう導入させていただきましたので、それが使えるうちは使っていきたいと思っておりますので。中学校のほうはその時期が来たらまた考える形になろうかと思えます。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 まずは小学校でということの計画でしたね、さっきはね。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。もう関連終わりましたね。次行きましょう。

西川委員。

西川委員 153ページの8款、1項、2目の事務局費なんですけど、学校管理事業の中で12節委託料、屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託料ということで1,782万つけていただいておりますけど、基本計画を策定するとしか書いてないんですけど、こういった内容を考えておられるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、157ページの8款の2項小学校費の1目学校管理費なんですけど、小学校管理事業の中で14節の工事請負費があるんですけど、これは6年度でまず一旦繰越しをされてるものが入ってると思います。工事を7年度で行う。恐らく6年度で設計を、6年度というか6年度の繰越しで設計を行っていかれるのかなというふうに思ってるんですけど、まずそれがそうやという回答をいただきたい。それがどうかということをお聞かせ願いたいのと、これまあ言うたら、この前の補正のときに繰越しで出されてきておりますので、設計と工事をこの1年で、工事工程とか含めてどういうふうを考えられているか。ほんでそのときに体育館が使えない時期というのがどれぐらいを考えられておられるのかということをお聞かせ願いたいなと思います。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、屋内運動場空調設備整備計画の内容のほうでございます。こちらにつきましては、施設利用者の環境改善と避難所としての機能向上のため、屋内運動場に空調設備を新設するに当たり、最も効果的な手法を探るための計画を策定するものとして、主な業務の内容といたしましては、まず既存の建物の現状調査、それから空調熱源等の手法の選定、あと求める要求水準、基本的な設計の部分になってくるかと思います。そして事業実施の計画までを求めていくものとしております。

それと、次にお尋ねいただきました、新庄小学校の工事請負ですね。おっしゃっていただいていますのは、令和6年度補正予算から繰り越したものの継続したものになってくるかと思います。予算のポイントのほうでいきますと、12ページのほうに予算のポイントのところで上がっておる部分がございます。繰越しと併せて行わせていただこうと計画しておりますのは、予算のポイント12ページに上がっております、左側、新庄小学校管理棟及び屋内運動場の長寿命化改修事業のほうになっております。

この事業につきましては、設計につきましては令和5年度に委託して、もう完成しております。今回は事業そのものの発注ということになります。

屋内運動場の体育館のほうですけれども、こちらにつきましては、基本的には夏休み、1学期終了後からおおよそ1月ぐらいまでの間が使用がし難い形になってまいります。ただ、小学校の特に運動会の練習等もございますので、夏休みが明けてから一旦、10月の中旬ぐらいまでは、学校行事につきましてはアリーナを開放しようというふうに計画しております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、整備計画の話なんですけど、業務内容、熱源とか事業実施の計画までとおっしゃってたんですけど、まず屋内運動場。今日でも皆さん卒業式に行かれたり、今日は特に寒かったしね。子どもらも熱中症とかもちろんありますし、順次それをやっていただくのはいいと思うんですけど、これは小学校、何校をまずその中に計画をされてるのかということですね。全ての中学校も小学校もということなんか。何校計画されてんのかということ。ほんで優先順位というのもここで考えていくことになるのかということですね。どういうふうな優先順位をつけられるのかというところがポイントになってくんなのかなということもあるんで、そこってなかなか難しいとこなんかなと思うんですけど、それはどういうふうに考えられてるのかというのをお聞かせ願いたいなと思います。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、屋内運動場の空調設備のほうですが、対象と考えておりますのは、市内の小学校5校、中学校2校の7つの屋内運動場、そのほか當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンター、市民体育館の3施設も含めて10施設の屋内運動場につきまして計画を策定しようと考えております。

優先順位につきましては、もちろんいろんな条件が入ってくると思いますので、それにつきましても、この計画を立てていく中で、きちっと整理のほうさせていただきたいというふうに考えております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 もう一個のほう質問するの忘れてましたね。新庄小学校のほう忘れてました。

分かりました。整備計画、これ確かにいきなり基本設計とかで、このところからというのよりも、こういう丁寧なやり方をされるというのは非常にいい試みかなと思います。避難所施設というところもありますので、基本的には多分、設計委託みたいなイメージかなと、取りあえず基本計画のところを策定をしていただくというところになってくるから、これは非常に公共施設マネジメントの観点から見ても、いい試みなんかなと思いますんで。

それと新庄小学校なんですけど、ごめんなさい、1個質問を忘れてたんですけど、いいですか。

藤井本委員長 認めますわ。

西川委員 すいません。先ほど使われない時期というのがあると。一応アリーナを開放するということなんですけども、まずこれ、中のどういった改修内容になるかというのが聞けてなかったもので、外の耐震補強とかじゃなくて、どういった工事内容になってくるのかというところで聞きたいなというところがあったんで、それ教えていただけますか。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 この屋内運動場につきましては、外装も内装も含めまして、基本的には全面的リニューアルを考えております。屋内運動場のアリーナを一時的に閉塞しますのは、工事の時間も限られてまいりますので、夏休み中にもある程度作業をさせていただきたいということで、部分的に夏休みを一旦閉塞して使わせていただく。その後、一旦アリーナを使えるようにしたいと、このように考えております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。そこまで計画をしていただけてるんやったら、子どもたちもね。まずは夏休みは中からやって、安全に気をつけて、外部、周りをして、中は夏休み以降はアリーナを使える状態にはしたいということで、理解します。

藤井本委員長 ほかに。関連。

杉本副委員長。

杉本副委員長 屋内運動場、要するに体育館。僕これ一般質問でもさせてもうて、いつも子どもの空手行ったときも夏は暑過ぎて、クーラーが全く効かない状態で、大会とかやったときは、むしろ止めて窓を開けるほうがという状態なんですよという話をした手前、聞きたいんですけども、避難所としてもとお書きになってるから、僕は夏だけのお話をしたんやけど、避難所としてというんやったら、冬も対策されんのかなと思うんですけども、今おっしゃったみたいに結構な数の体育館がある中で、夏だけやったんですね、僕言いたかったんは。これ冬もとなったら、すごいお金かかってくんにやろなという。やってもらえるのはありがたい。冬もがちになって。僕、空手見に行ってますから。ただ、冬は勝真部長にお願いしてるんですけども、マラソンのときとか大きい扇風機みたいな暖房あったじゃないですか。あれ一発あったら解決するのかな、体育館は閉めきってるからね。ちょっと上開いてるから、上からの風は入ってくんねけど、あの暖房かなり優秀やと思ってるんです。一回、体育館で使わせていただきたいと思うてるんですけども。何が言いたいかわいたら、無理せん程度に。爆裂な

お金かかってきそうな。僕はできれば冬だけ、ごめんなさい、夏だけね。というのも、新庄北小学校のクーラーは効くんですね、体育館。でも中央公民館体育館のクーラーは夜でも夏は効かないというね。その辺の精査やっていただけると思うんですけども、いろんな選択肢を出していただいて、無理ない程度に。冬はこういう対策、今、部長に僕お願いしてる扇風機のやつ一回貸していただいて、どれぐらい効くのかというのもやっていただければ、それ1個購入するだけで、僕は体育館は閉めきってるから問題ないような気もするんで。一遍その辺実験的にやっていただきたいなと思います。これはお話だけにします。

藤井本委員長 要望ということでいいですか。

杉本副委員長 はい、意見だけ。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 関連をお願いします。試算してくださいよ、今の。今どきエアコン買うのに、冷専のエアコン買う人、ほとんどおらない。恐らく冷暖房両方の機能ついてると思うんですよ。ところが、クーラー前提のお話で進めておられるような今のお話やったんで。そうじゃないんですか。

(発言する者あり)

藤井本委員長 質問は質問やから、お答えください。

増田委員 それともう一つ、今日までクーラーつけていただきましたよね。今日までスポットクーラー。その能力というか機能というか、どんな機能なんですか。クーラーだけなんか、暖房も両方の機能持つてんのか。それまず教えてもらおかな。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、今計画しておりますのは、冷暖房も含めて検討はしてまいります。今お問い合わせいただきました、今現在ついてます冷房機具に関しましては、これは冷房だけのスポットクーラーということで、建物、空間を冷やすというよりは、その周囲に涼しい風を当てるということに重きを置いております。熱中症対策のために、そういう形のものを入れさせてもらっているということでございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ということは、スポットクーラー的な冷房機じゃないということですか、今度入れられるのは。屋内を閉めきった状態で冷やそう、もしくは暖めようという、そういう機械を入れようとされてるということで、従来の熱中対策と方向転換されたという理解でいいですか。あれって駄目なんですかね、スポットクーラー的なやつは、今まで導入された。逆に言うと、初めから冷暖房式の、屋内施設にもそういう機械を何で入れんかったんやと。方向転換。いやいや、避難所、分かりますよ。従来スポットクーラー入れたところ避難所だったんでしょ。話変わったんでしょ。今までのイメージのスポットクーラーの、ここもここも全部入れるというふうな方向で走んのかなと思うたら、ちょっと方向転換されてるんで。こっちのほうがよかったという判断ですか。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、スポットクーラーを入れさせていただいた時点の判断といたしましては、熱中症対策という中で、体育館の広大な空間というのをなかなか冷暖房だけで冷やしきるのが難しいと。難しいというか、かなりの設置台数も要するという中で、一番コスト的に、そして熱中症対策になるものとしてスポットクーラーというのを選択して、今まで使わせていただいております。ただ、つけさせていただいてからもう6年ほどたつのかなと思いますが、この間、夏の温度というのはかなり上がっていておりますので、利用者の中でも夏場の使用というのはかなりしんどい状況にはなっているのかなと感じております。そういった中で、今、全国的にもそうなんですけども、屋内運動場にも空調機器を整備していきたいというところがございますので、今回その計画を立てさせていただきたいと考えておるところです。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。当時のたくさんの費用かかるんでスポットでいけるでしょうという判断が、この時期、この段階でとても間に合わんということですよ。費用たくさんかかるということとでちゅうちょしたんでしょ、当時はね。時代変わったんですか。その当時より暑くなったから、これでは追いつかんと。密閉式の空調を入れやな間に合わんようになったと、こういう解釈でいいですかね。こんで終わりやけども。

藤井本委員長 ほかに。関連。

谷原委員。

谷原委員 関連でお聞きしたいんですが、1つは、計画の中にランニングコストのこともあったろうかと思うんです。年間どれぐらい稼働するのか。冬はランニングコスト軽くなるかもわからないので。稼働も、例えば避難所になったときに稼働するのか、通常の学校教育活動の中でも稼働するのか。あるいは、体育館を地域のクラブとかして使われるときにも、これ使うのか。そのときの使用料は、外でやられた方がやったとき発生するのかとか、いろんなやり方でランニングコストが変わってくるんだろうと思うんです。もちろん、熱源によっても変わると思うんですが、こういうことも含めて検討していただけるのかどうか。つまり、入れたはいいいけれど、これを動かしたら莫大なあれになるということになると、それは困るので、どういう範囲でというふうなことも検討されると思うんですが、そこら辺のことをお聞きします。

それから、国の補助金ですね。これ導入するに当たって、国の補助金等、使えるものがあるのか。例えば指定避難所になっているところはこういうものを入れるということで補助金がつくようなことがあるのか。この財源のこと、お聞きします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 ランニングコストに関しましても、もちろん使用時間のシミュレーションも行いながら、それに沿って計算したときに、どの仕様でやるべきなのかというのは検討のほうに含めさせていただきます。

それから、補助金のほうですね。補助金につきましては、今現在、学校施設であれば、学校施設環境改善交付金というものがございますので、こちらの活用も視野には入れますが、

そのほかにも緊急防災・減災事業債等もございます。また、いろんな補助金の施策というものもあるとは思いますが、もちろんこの辺りの財源の補てんについても、この計画の中で一緒に検討していこうというふうに考えております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。国の補助金の緊防債等を使えたら、非常に有利だろうと思いますし、あとランニングコストなんですけども、いつとき学校などで、私立の学校がエアコン入れましたと大々宣伝したんだけど、入学したら全然動かないと。つけましたということで生徒を集めて。最初の頃、そういうことがあったんです、昔ね。常時動かすと授業料に跳ね返って大変だから。だけど必要なときは動かしますと。常時動かすのと、指定避難所やからそのとき動かす、あるいは限るで、だいたコストも違うと思うんですが、私は避難所として使う場合は、日本の避難所というのは非常に劣悪だということになってますからね、そういうことを改善するということにつけるのは悪くはないと思うんですが、問題はその負担に耐えられるかということ。それはどういうことに使用するかということに関わると思いますので、計画でよく調査していただいたらと思います。

藤井本委員長 今の意見とかも含めた計画をつくるということやね。

ほかに。

吉村委員。

吉村委員 今の議論を伺ってまして、確認だけさせてもらいたいと思うんですが、例えば、ちょっと話ずれますが、トイレであれば、昔やったら和式で湿式でというのは当たり前だったんですが、今は快適なトイレというのは変わってきているというような状況の中で、昔からもちろん屋内運動施設というのは避難所として皆使ってたわけですけども、これから人も高齢化してくる中で、より快適に過ごせるようにというふうなことなのかなというふうな、そういう考え方もあんのかなというふうに思って、聞かせてもらったんですけど。これ上程されるに当たって、いわゆる避難所自身が様々な問題がある中で、ストレスもすごく大きいところですから、より快適にしなければならないというようなお考えもあったのかなと思うんですけど、そういう流れもあったのかということをも1個確認をさせてもらいたいと思います。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 そうですね。今回の課題はその2点。利用者の環境整備と併せて、避難所という視点からももちろん見ておりますので、その視点での整備ということを考えております。

藤井本委員長 計画策定の委託料やから、そこを思って質問してくださいね。

吉村委員 そういうことを念頭に置いて計画策定をされているかということですからね。

藤井本委員長 それをこれから委託されるから。

吉村委員。

吉村委員 それからあと、これも計画策定やからこれからの話になるんかもわかんないんですけど、いわゆる空調設備、要は家でエアコンをつけるみたいな、そういったイメージなのか。あるいは、より冷暖房効果をしようとするれば、断熱とか、そういうふうな話もなるかもしれないけれども、それは今回は考えてるのか、考えてない、それはどうなのかということだけ確認だ

けさせてもらいます。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 もちろん、断熱の効果も含めて、一番経費的に安く、かつ効率的な方法というのを探してまいろうと、そのための計画を立てていこうというものです。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 イニシャルコスト、多少あっても、ランニングコストのこともあるからということで、承知しました。確認だけ。

藤井本委員長 ほかないですか。じゃ、次行きますよ。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。155ページの8款、2項、1目小学校運営費。報酬も含めて入りますので、ちょっと広がりますけれども、予算案の概要のほうでいいますと、52ページのところになります。会計年度任用職員の職種、こういう職種に会計年度さんを入れた予算で計上されてますよということが書かれてあるんですが、そこにある職種ごとの人数を教えてくださいと思います。できたら、どういう職種内容なのかということも含めてお願いできたらと思います。

同じく54ページには中学校運営事業の会計年度任用職員さんの職種がずっと書いてあるんですけども、想像できるのもあるんですけど、ちょっと分かりにくい職種もありましたので、どの程度、会計年度任用職員さんが学校の先生のサポートに当たっておられるのか、よろしくお願ひします。

それから、2つ目ですけれども、157ページの8款、2項、1目の14節小学校管理事業費1億8,400万円余りということですが、この中にいろんなものが入っているわけですけど、予算案の概要53ページにウォータークーラーの設置ということで計上されております。これ現在、市内の小学校でウォータークーラーがどの程度の設置の状態になっているのか。設置の予定台数は幾つなのか。それから、校内の設置予定場所ですね。大体どういう場所を想定して設置されようとしているのかということについてお伺ひいたします。

それから、3つ目ですけれども、158ページの8款、2項、1目通級指導教室事業です。これはちょっと分かりにくいんですが、予算がここで80万ほどあるんですが、通級指導教室の担当教員の配置数を教えていただきたいんです。そしてまた支援員もいらっしゃると思うんですけども、支援員もお願いしたいと思います。指導員という言葉も出てくるので、支援員と指導員がどう違うのかもよく分からないので、教えていただきたいんですけれども。

以上3点、お願ひします。

藤井本委員長 以上3点。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず、1点目の会計年度任用職員の方なんですが、まず小学校のほうで、学校用務員さんで5名。業務内容といたしましては、施設管理、簡単な営繕や校内の見守り、清掃等の業務

となっております。続いて図書館の補助員さんとして5名。内容といたしまして、学校図書館の本の貸出し事務や本の整理、あと休み時間に本の読み聞かせ等をしていただいております。看護師の方で2名。内容的には医療的ケアを必要とする児童の学校生活のサポートという業務になっております。続いて安全下校指導員の方で、こちらは15名の方。主には低学年が安全に下校するための付添い指導という形になっております。続いてスクールサポートスタッフの方が7名で、業務の内容といたしましては、教員の負担軽減を図るということで、教員がより児童・生徒の指導に注力できるように、プリントの印刷や配布物の整理、それから給食の準備、片づけ等のお手伝いという形になっております。それから不登校の支援員の方、こちらはI r o o mの運営、また学級担任との連絡調整をしていただく。人数は6名になっております。あと特別支援補助員の方が22名で、業務の内容といたしましては、学校生活や学習面において支援が必要な児童のサポートという形になっております。あと市費講師として1名の方を予定しております。

続いて、中学校のほうでは、学校の用務員さんが2名、図書館補助員の方が2名、スクールサポートスタッフの方が4名、不登校支援で2名、特別支援補助員として3名、部活動指導員として4名を予算として上げております。

3点目のほう先に行かせていただきます。通級指導教室のほうなんですけど、こちら令和6年度については、新庄小学校と新庄北小学校、當麻小学校で通級指導の担当教諭の方がほかの学校へ訪問する巡回通級という形で実施していたんですけど、そのときにそれを補う会計年度任用職員の方を採用しておりました。令和7年度につきましては、各学校の教諭で通級指導を行う形、自校通級という形に変更させていただくという形を取らせていただきますので、会計年度任用職員の方の採用はございません。あと、指導員の方はリハビリテーションセンターのほうから言語聴覚士の方に来ていただいて指導してもらう、そういう方の報酬費というものを組んでおります。

以上です。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。

ウォータークーラーの設置状況ですが、まず現在の設置数ですが、新庄小学校で2台、忍海小学校で2台、新庄北小学校で1台、磐城小学校で2台、當麻小学校で1台となっております。

今回更新での設置予定数ですが、新庄小学校で2台、新庄北小学校に1台、磐城小学校に2台、當麻小学校に1台となっております。

(発言する者あり)

葛本教育総務課長 忍海小学校は今回設置予定はございません。忍海小学校は今2台設置しております、今回新たな設置というのは予定はしておりません。

設置の予定場所なんですけれども、基本的には大体、昇降口もしくは体育館の付近。あと学校とも協議いたしまして、生徒の動線上になります、例えば渡り廊下であるとか、廊下の手洗い付近に設置をさせていただいております。

以上になります。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。会計年度任用職員の方々、大変手厚く、いろんな職種にされて。

もっともっと先生方、あればとは思いますが、いろんな職種につけていただいたこと、感謝したいと思います。

その中で1点、特別支援員ということで、小学校の特別支援員の方々、実際どんな形で授業とか生徒たちのサポートをされているのか。人数が小学校の場合、結構多いですけども、中学校はちょっと少なくなってるなと思ったんですが。この人数配当というのは、必要な生徒さんが出てくれば1名配当するというふうな形になっているのか、あるいはクラスに1名張りつく、そういう生徒があつたらそうするとなっているのか。その活動の中身がよく分かりませんので、教えていただけますでしょうか。

それから、通級のほうは分かりました。大きく減ったのであれですが、会計年度任用職員ではなくて、正教員のほうできちっと通級指導の指導をしていただくということで、ここについているお金は言語聴覚士を招く講師料ということで。ありがとうございます。

ウォータークーラーですけども、今日、忍海小学校に杉本副委員長と2人で行ってまいりました。いい学校です。何でここだけ入らないのかなと。台数見ても、現在の台数、よそも聞きました。あまり変わらないし、それで新たにということになると、忍海小学校だけちょっと少なくなるかなと思ってしまいますので。これ何でなんでしょうね、理由だけ。学校の先生方の考えもあるだろうから、こちらでということでは何かよく分かりません。その上でですけども、ウォータークーラーの衛生管理はどのようにメンテナンスとかされているのかということをお聞きします。

以上、お願いします。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

人数配置の考え方なんですけれども、基本は学校から要望があつたものなんですけれども、1対1の対応が要するというのを前提として配置のほうしております。

以上です。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず、ウォータークーラーの設置数なんですけれども、今回の設置が終わった状態で、新庄小学校、磐城小学校の比較的人数の大きなところで4台、當麻、新庄北小学校、比較的人数の少なめなところで各2台。忍海小学校も今現状、人数はそこよりも多いと思うんですけども、今2台配置しているということです。今回整備に関しましては、学校のほうにも要望を聞かせていただきまして、その上で要望があつたところについて整備のほうさせていただくというところでございます。

ウォータークーラーの衛生管理の観点なんですけれども、今導入しておりますウォータークーラーは基本的には全て自動洗浄機能がついております。水を入れ替える機能がついておりますので、1日1回は水の入替えが行われます。また、水質の検査につきましては、学校の

ほうの薬剤師さんの衛生管理の中で、そちらのほうも含めて調査をしていただくということにしておりますので、そこでさせていただく予定です。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 特別支援員につきましては、当てやすく配置されているということで、よく分かりました。ありがとうございます。

あと、ウォータークーラーにつきましては、もう1台あっても平均かなと。もう一回、校長先生辺りにお話ししていただいて、議会でこんな話になったけどと。それでも要らないと言われたら、それは学校の先生方の考えですので尊重はしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ウォータークーラーについてお聞きしたいんですけども、どんなウォーター……。新品入りますよね。忍海小学校のウォータークーラーもあるのはありますよ。僕も知ってます、何回も行ってますから。あるのはありますけど、忍海小学校で僕、庭の日というて、朝から庭の掃除とかお手伝い行ってるんですよ。真夏とかでも朝から行ってます。ウォータークーラーとは程遠い温度で出てくるんですよ。それ僕だけなんかも、僕のあんときが調子悪かっただけなんかもわからないですから、そこを一回、夏にでも。このまま通ったら、確認しに行ってください。僕、子ども行ってるから、聞いたら、あその水ぬるいから飲まへんよと言うんですよ。それは体育館の前のやつですわ。あそのやつはね、ウォータークーラーは冷たいという感覚が子どもにないと思うんですね。でもそれ新品で入れるんでしょ、次。多分、夏の暑さ対策というたらばっちりじゃないですか。だって僕どっかの一般質問でウォータークーラー入れてくださいという話をしたと思うんですよ。今回やっていただけんねなと思ったけど、忍海だけなしなんていうたら、ずっこけそうになるんですよ。それは今、谷原委員さんもおっしゃったみたいに、もう一回確認していただいて、2台あるうちの1台がばりばり効いてんやったら分かるんですけど、体育館前は僕が感じたところでは。

ごめんなさい、最初の質問に戻ります、熱くなり過ぎましたわ。どんなウォータークーラーを入れるんですか。新しい新型ですよ、恐らく。冷たい水が出るんじゃないんですかね。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 そうですね。冷えた水が出るやつ。もちろんそうなんですけども。形的にはよく一般的に置かれている足踏み、もしくはこのスイッチで上のほうから水が出てくるというタイプのものになります。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そうでしょうね。ウォータークーラーというぐらいやねんから。で、さっきの質問に戻りますけども、さっきの屋内クーラーも一緒なんですけども、暑過ぎて効かないんですよ。現地に行ってるから、僕は分かるんですよ。課長、ほんなら夏ね、一緒に行きましようよ。朝8時から庭掃除して、そのウォータークーラーで冷たい水が出るのかどうか検証しに行きましょ、そしたら。それ出たら、ごめんなさいって言いますよ、僕。僕、出なかったん

で。そこは校長にも、ほんまに冷たい水が出てますかと。僕の名前出していただいてもいいですよ、全然。そしてプラス、忍海小学校だけなしとなってますけど、校長、ほんまにいいんですかみたいな。じゃないと、ちょっとこれは平等性に欠けるような気がします、台数的にも。だって忍海小学校、子どもの数、増えてますよ。熱中症対策で入れられるんでしょう。忍海小学校だけ、仮にぬるい水が出てたら、ちょっと差あるような気がするんで。これは要望というか、確認していただいて。夏に一回行ってください。校長先生も分かったはると思うんです。ちょっとあんまり意味分かんないですけどね。体育館のやつはPTAさんから寄贈で入ってたりするから、入れ替えるのはまずいのと違うのと思ってたけど、入替えすらないというね。その辺、確認ちゃんとしてください、ほんまに。頼みます。

藤井本委員長 確認をしてくださいという要望でお願いします。

ほかに。

増田委員。

増田委員 森林のことで教えてください。159ページですね、教育管理費かな。教育振興費ですね。森林環境教育推進事業負担金。

いつもお聞きをして、本来、国庫やと思いますわ、森林環境譲与税1,000万のうちの150万の活用やと思うんですけど、内容。推進事業補助金か。バスを借り上げて、どっか見学に行かれてると思うんですけど、その内容について教えてください。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

森林環境教育推進事業補助金でございますけれど、こちらにつきましては、先ほどの森林環境譲与税を使いまして、主には小学校5年生が野外活動として国立曽爾少年自然の家において、森林環境に関わる学習を実施した経費の対象としております。

以前はバスの費用に充てていたこともあるんですけど、現在は講師謝礼とか体験学習用の材料費の補助という形で行っております。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 曽爾村の山を見て、葛城市の山を見ない。葛城市の山をしっかりと見てもらいましょうよ、子どもたちに。この立派な岩橋山であったり二上山であったり。この山に登って、自分たちの家がどこにあるんだとか。すばらしいじゃないですか、葛城市の山を体験する、見るという経験は。これが森林環境譲与税の目的じゃないんですか。曽爾村の山を見るのが目的じゃないと思いますよ。

山、森林を守るという精神は、曽爾村へ行っても勉強はできるかとは思いますが。ただ私は5年生の子どもたちに地元の山を見ていただいて、しっかりと地域のいいところを体験していただきたいと思うんですけども、市長、いかがですか。このお考えは、私の。共鳴していただけないでしょうかね。教育長。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 これにつきましては、この委員会とかでもいろいろ意見をいただきまして、今まで本市

のほうで運用していたバス代から、森林環境教育の中でこのお金を使わせていただこうということで、要綱も設置させていただいて、今やっているところです。

増田委員おっしゃっていただいている葛城市の山での学習、できるのが私も理想だと思っています。例えばインストラクターであったりとか、地元の講師の方、この方を学校でもかなり実は探させていただいたんですけども、なかなかよう見つけることもできなくて、学校の中で実際に森林学習をすることが今できてないのが現状です。

曽爾村でありましたり、野外活動センターに行きますと、そういったインストラクターがおられまして、木育に対する学習ができるというところがありますので、今5年生はその野外活動に行っていますけれども、もしこの地元でできるようなこと、紹介していただけるようなことがありましたら、紹介いただいて、学校のほうでゲストティーチャーに来ていただいてすることは、十分私どもも考えておりますので、今ちょっとそこが見つけることができているということで、進んでいないところかなというふうに思っています。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 私に探せ言われたかて、そんな知り合いもおらんから、無理な難問ですけども。もし教育委員会が本気で探すのであれば、広報等で募集をされるとか、方法はいろいろあると思う。それから森林組合という組織もありますし、そういうとことのいろんな話合いの中で、ご相談、ご検討いただけたらなと。私ももし何でしたら、そういう方を、心当たりを尋ねるとかいうのもしますけども、市として、教育委員会として発掘といいますか、募集をかけられるというのも1つの手だというふうに私は思いますけども。

教育長も趣旨はご理解いただけと思うんです。葛城市の山というものの再発見といいますか、足元の勉強をしていただくという機会をこういう事業でやっていただくとありがたいな、うれしいなというふうに思います。

ふだん生活している環境と、一步山へ入ると、1キロも入らなくても、ふつうの生活している圏内から500メートル山に入ると、ころっと日頃の景色と変わるんでね。私はそういうのを体験させたいな、していただきたいなというのを強く思っておりますので、またご検討よろしくをお願いします。

それから、聞くの忘れてましてんけども、部活動地域移行事業、162ページの学校教育課の。簡単に聞きますけど、ここに部活動の地域移行というタイトルになってるんです。私、部活動の地域移行というのは、これからいろいろとご検討いただける段階なんかなと思ってんですけども、現場ではどのぐらい進んでるんですかね。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

部活動の地域移行のほうなんですけど、先日、厚生文教常任委員会においても、今後の見込みという形でご質問をいただいております。その中で1つの部活動については、地域で受けていただけるという見込みということの報告をさせていただいております。その後なんですけど、更に1つの部活動について、今見込みがつつつつあります。

それ以外にも人材バンクの登録を募集しておりまして、その中の登録者の方に実際に連絡を取りまして、中学校の部活とのマッチングをさせていただく中で、条件が合うのかどうかという検討というんですか、そういうのも今進めておるところでございます。そういう形で、今後実際に移行できるように進めていけたらと考えております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 そういう段階やと。私もそういうふうに、委員会も聞かせていただいたら、そういう。ところが、世間の耳というか、情報というのは極端なんです。部活動もうなくなるらしいわと。ほかのクラブ、少年野球の話ですけど、どっかのクラブに入ろうと思って、お願いしに行ってたか。明日にでもなくなるぐらいのスピードで、情報というのは飛んでるんですよ。だから、今おっしゃってるような、どういうペースでどこまで、いつからそういう移行すんのかというのをも、正しく伝える必要があんのかなというふうに思います。

そうじゃないと、チームプレーとかでやっておられる方が、そういうやつが1人抜け、2人抜けしたら、チームプレーできないのかなと、すごく私懸念するんです。極端に今年で部活終わり、各自、自分で探してきて、少年野球チームで勉強しなさいみたいなことになってるような気がしたんで、その辺、現状も聞いていただいて、正しく情報提供していただくようにお願いを申し上げておきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 部活動の地域移行の件なんですけど、162ページですね。この報酬。会計年度さんで、これは今211万1千何がし、令和6年度ですね、210万から541万に増額をされてるんですけど、これについては、部活動の指導員もしくはコーディネーターが何名確保するという予定にされているのかと、現状は今何名やというところ。これアップされてるんで、そういうことやと思うんですけど、それを教えていただきたいのと、あと18節なんですけど、負担金補助及び交付金の生徒派遣助成金166万8,000円と、かなり増額してるんですけど、これって一体何なんでしょうということなんですけど。令和6年度が17万2,000円ですね。令和7年度が166万8,000円。生徒派遣助成金というのは、なぜこれぐらいの金額の増になってるのか、教えていただきたい。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず、報酬の部分なんですけれど、6年度は相撲部とコーラス部という形で、2部だけの予算計上をしておったんですけど、7年度につきましては、運動部で6部12人分、文化部のほうは2部で4人分の報酬の計上を行っております。

生徒派遣のほうは金額がだいぶ多いんじゃないかということなんですけれども、できましたら運動部6部、文化部2部の意向を想定した中で、それだけ大会とかがあれば人数の派遣が要るなというところで計上をさせていただきました。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 週末というか土日ですね、そこに行かれるときの。今、運動部が6部、文化部が4部というところで、土日の言うたらそのときに派遣するということなんです。そういう意味です

ね。理解しました。

ただ、6部、4部を今想定をされているんですけど、まだなかなかそこに対するマッチング等ができてない状況やということやと理解をさせて。それについては県のほうからの情報も必要ですし、これについては、ほかに葛城市内にもその資格を持った人がいらっしゃると思うんで、その辺については努力をしていただきたいなと思います。予算に計上されているので。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 文化部のほうは2部4名という形でお願いします。

西川委員 2部4名ですね。

藤井本委員長 この件については厚文の調査案件にもなっておりますので、また引き続き、そこで議論していきたいと思います。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 153ページの8款、1項、2目、12節の学校教育事業の中のスクールロイヤー派遣委託料ですけれども、これについては柴田議員のほうからの質問もあって、事業内容も積算も分かるんですが、令和6年度からですが、実績の見込みがどうなってるかお聞かせください。

それから、2つ目、159ページの8款、2項、2目、13節。先ほど出てきましたけれども、バス借上料ということで、校外学習の際にはこういう形でバス借り上げについて一般会計から補助があるということですけれども。今、大阪・関西万博を盛り上げようというふうなこともあって、いろいろニュースも増えてまいっておりますけれども、前回、教育長のほうは、どこに校外学習に行くかということについては各学校で決めることすということでしたけれども、現在、葛城市内の公立小・中学校で関西万博への校外学習を計画しているところはあるのかどうか、お聞きします。

3つ目ですけれども、166ページの8款、4項、2目の幼稚園教育振興費です。これは予算案の概要を見ますと、よく分からないんですけども、その他というところが昨年度より100万ぐらい上がってるんですね。この幼稚園教育振興費、昨年予算よりもちょっと増額になってるところがどういう理由なのか教えてください。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

まず、1点目のスクールロイヤーなんですけれども、実績のほうですが、6年度2学期から導入をさせていただいております。幸いにも6年度は実績としては1回だけという形になっております。

2点目のバス借上料でございますけれども、すいません、万博に行く学校があるのかということなんですけれども、今のところ数校あるというような状況になってます。具体的に……。

(「いいです。具体的に言う必要もないです」の声あり)

森本学校教育課長 数校行かれる予定と聞いております。

3点目の幼稚園の振興費のほうが増えているという理由でございますけれども、こ

こちらにつきましては、磐城認定こども園と磐城第1保育所が統合されましたときに、保護者の教材費について相違があったということで、令和6年度からすり合わせをされまして、教材費の公費負担の増額をされております。今回、公立幼稚園4園についても、磐城認定こども園の保護者負担と同程度に持っていきたいというところで、教材費等について公費負担の増額をさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 スクールロイヤールについては問題があるときに来ていただくということですので、1回あったということで、今年度の予算も昨年度と同様ということで、分かりました。ないほうがいいです。了解です。

それから、大阪・関西万博のことなんですけれども、これは各学校で決められることなので、どうこう言うことじゃないんですが、実は大阪の学校で教育委員会がもう行きませんというふうに打ち出されて、その文章も理由も含めてアップされました。私も気になっていたところですけども、要は下見がきちっとできない。校外学習のときは基本的に先生方は下見をして、例えば安全かどうか、それから医療ですね、子どもさんに万が一があったときはどこの医療機関にかかると、全部調べて行くんだけれども、実は早い段階で下見ができないということがあって、あるいは行く館を選べない。どこの館に入るか選べないとか、自由度がないとか、いろいろ。バスを降りたところから長く歩かなければいけなくて、熱中症対策。これはされているようなんですけれども、そういう負担の問題。そういうことから教育委員会としてはやりませんということ。それが大きく報道もされました。

葛城市において行かれる学校におかれましては、本当にちゃんと下見に行って、先生方が安全確認もされて。通常の校外学習の場合はそういうことされていると思いますのでね。あくまでそういうことをきちっとやっていただきたい。万が一事故があつて、やってなかったというふうなことがないようにしていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

15分休憩します。6時15分、再開いたします。

休 憩 午後5時58分

再 開 午後6時15分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、予算書167ページの8款、5項社会教育費から187ページの8款の最後までに対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、予算書の170ページを1か所と、それから171ページについて2か所お伺いいた

します。

3 目文化財保護費の12節委託料なのですが、発掘作業等委託料ということがあります。この場所等、令和7年度の事業の内容についてお伺いをいたします。

それから171ページ、文化財保護事業助成金982万3,000円ということで、助成金しっかりと取ってきてくださってるなというふうに思うわけですが、この事業の内容について、複数あるかと思いますが、これについてお伺いをいたします。

それから、同じく171ページの4目公民館費です。委託料になっています。設備等保守点検委託料ということで、これが予算案の概要57ページによれば、建築基準法に基づく定期報告が必要な建築物に対する調査費用というふうにあるわけなのですが、これどういったものかお聞かせ願います。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。

ただいまのご質問、まず第1点目、発掘調査に関することでございます。発掘調査につきましては、これは国それから県から補助金をいただいて、75%の補助をいただいてやっておる事業でございます。7年度につきまして、国に対し申請を行っている案件は2つございます。

1点は個人住宅等が原因による緊急発掘調査、これは場所は不定でございます。緊急に出てきた発掘調査に対応する。もう1点目が大字笛吹にございます笛吹神社古墳、こちらの保存目的の範囲確認調査という形で、2点を国に対して申請を上げているところでございます。

2点目にございました、文化財保存事業助成金につきまして、その内容、14項目ございます。読み上げさせていただく形でよろしいでしょうか。

藤井本委員長 聞かれた方。

(「お願いします」の声あり)

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 そうしましたら、14項目を読み上げさせていただきます。まず、當麻寺中之坊庭園の保存整備事業。内訳申しましょうか、どうしましょうか。

(発言する者あり)

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 場所だけで。それから當麻寺奥院絹本著色當麻曼荼羅図の修復事業。続いて當麻寺中之坊絹本著色中将姫像の修復事業。それから當麻寺の金剛力士立像の保存修理事業。続いて當麻寺の防災設備保守点検事業。當麻寺防災設備等小修理事業。村井家住宅の防災設備保守点検事業。村井家住宅の民家環境整備事業。博西神社の防災設備保守点検事業。これから以降が令和7年度から新規の事業になります。當麻寺阿弥陀如来坐像の保存修理事業。當麻寺練供養消毒復元新調の事業。それから當麻寺本堂ほか防災施設工事、これは防犯カメラの修理でございます、その事業。それから村井家住宅主屋の大棟の修理事業。以上でございます。

藤井本委員長 津本館長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど委員からご質問のございました設備等保守点検の委託料でございます。こちらにつ

きましては、建築基準法第12条第1項、第3項に基づきます、建物の定期検査報告が必要な建物に対する調査費用ということで上げさせていただいております。こちらにつきましては、県のほうに登録されておる中で該当しとるところの建物についての調査を行うものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 まずは発掘作業等委託料についてなんですが、1つは笛吹神社の古墳、これ保護するためということと、もう一つは個人住宅については緊急時のために粋取りというイメージですね。分かりました。

それで、お伺いをしたかったのは、発掘調査って、物が見つかりましたと、それすぐ行きますというわけにはいかないと思います。そのためには事前に準備というか、例えば地権者とのこととかいろいろあるかと思って。通常、発掘調査をする、発掘作業まで至って、そして終わるというたら、どれぐらい期間がかかるのか。大ざっぱな流れとか、それについてお教え願えたらと思います。

それから、あと文化財保護事業助成金につきましては、さすがに葛城市すごいなど。みんな知ってるところとか有名なところで様々なものがあると。どんどん14項目あるというふうなことなんですが、助成金を取ってこられるというのは大変苦勞、あるいは探されるというのは結構苦勞があるかと思いますが、その辺りお聞かせ願えたらと思います。

あと、設備等保守点検委託料の内容については分かったんですが、定期報告が必要な建物というのは具体的に挙げられるものでしょうか。もし挙げられるようであれば、お聞かせ願えたらと思います。もし難しかったら結構でございます。

以上です。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。

まず、発掘調査に至るまでの時間的なものでございますけれども、大ざっぱな流れで申しますと、まず発掘調査にかかるには、事業側から文化財保護法第93条もしくは94条に従って届出また通知というものが出されます。これが保護法では60日前に届出、通知しなさいという形になりますので、最低60日間にかかるということになります。それ以外の様々な大きな事業面積を持つような発掘調査につきましては、もっとそれ以前からの準備というものが必要になってきますけど、1つ目安として60日という日数を上げさせていただきます。

それから補助事業の取得についてですけれども、基本的にこちらに上げさせていただいておるのは、国もしくは県の補助事業に対する随伴補助でございます。ですので、私どもの苦勞としましては、まず一体どういった補助事業が国もしくは県で行われるのかという、その把握をしておかないと、こうやって予算に上げることができませんので、まずそういった情報収集を行っている。そこら辺の部分ですね。あとは内容も、ばんといきなり金額とか事業内容だけが来たりするときがありますので、そういう場合はそういったことをちゃんと確認の上で予算計上していかなければいけないという部分がありますので、まずそういった情

報把握という部分に苦勞する点があるのかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本です。

先ほどの委員のご質問についてお答えさせていただきます。

今現在、こちらにつきましては、用途として集会場、200平方メートル以上のものとなっております。現在4か所、対象として入れております。こちらの場所のほうお伝えさせてもらったほうがよろしいでしょうか。

藤井本委員長 どっち。答えてほしいんやったら答えてほしいと。

(「答えてください」の声あり)

津本生涯学習課長兼中央公民館長 今現在、新庄コミュニティセンター、北花内コミュニティセンター、南花内コミュニティセンター、八川公民館です。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 というのが、新庄のコミセンと北花内、南花内、八川、これが令和7年度の対象になっているということで、200平方メートル以上ある集会場であるというふうなことで、承知しました。

それから、今、神庭さんのご答弁を聞いてまして、発掘といっても大変ということを改めて、助成金を取ってくるというのも感じました。今、幸いにして学芸員の方3名、数年前からいらっしゃいますけど、一時期はお一人でやってらっしゃったときもありますんで、相当、時間的にもマンパワー的にも苦勞されたかなというふうに思いました。よく分かりました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。関連。

増田委員 関連っちゃ関連やねんけどもね。171ページの先ほどありました文化財保護費の文化財保護事業助成金。これ、中身というか、タイトルはどちらでもいいんですけども、お聞きをしたいのは、私以前にいろいろとお聞かせ願って疑問に思ったんは、たくさんの文化財があるまちやというふうに私も認識してるんです。国宝であつたり県の指定の文化財があつたり。ところがね、あまりにも多過ぎて、市の指定の文化財というのは非常に少ないというふうに記憶してますし、認識してるんです。

館長から見て、今後、取り合いと言うたら失礼ですけども、段階からいくと、市で指定すべき宝物、文化財的なものが候補としてお持ちなんかと言うたら失礼ですけども、今後のために指定するべきやというふうなもの、私たくさんあるような気がするんですけども、担当部署としてどのようにご認識いただいているかお聞きしたい。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。

確かに葛城市内、全て77件、指定案件ございまして、その中で市指定というのは1件の

みでございます。今おっしゃられましたとおり、今後、市の指定文化財として挙げる候補があるのかというところでございますけれども、具体的にまだこれというものが挙がっているわけではございません。ただ、増やしていこうということは、市の文化財審議会等々でもそういう案件が上がっておりますので、方向性としては、今後、調査研究をしながら増やしていく、その方向に進めていければなというふうに考えております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 それね、調査していただいて、守るべきものというのは発掘をしていかないと、壊してしまっ、なくなったりというふうなことにもなりかねんと思うんです。建物等は特に潰したら終わりです。守っていくものがまだまだたくさん残ってるというか、あると思うんで、調査研究、今後よろしくお願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。171ページ、8款、5項、4目、12節公民館分館管理事業、指定管理料ということで995万3,000円ほど計上されています。

お聞きしたいのは、これ指定管理料となっております。これについては、公民館条例に分館あるいは地区公民館も入るのかどうか分かりませんが、一応全て名前が挙がっておりますけれども、この公民館分館で結構ですので、公民館分館でこの指定管理となっている数は幾つあるのかということをお聞きます。

そうっていない、公民館分館の中でも指定管理以外の例えば委託とか、あるいはそれは地元所有なので地元でということになっているようなものがあるのか。これをお聞きしたいです。数だけお願いいたします。

それから、2つ目ですけども、同じく171ページの8款、5項、4目、18節の公民館分館等施設整備事業補助金ということで、これは公民館分館等でいろんな活動をしたりする備品等、補助が出ていると思うんですが、この補助対象には大体どういうものがあるのかということなんですが、直接お聞きしたいのは、例えばインターネット回線を分館で入れると。ランニングコストは別として、初期の導入でこれを設置するというふうな、そういうことは補助対象になるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目ですけども、171ページの8款、5項、4目の中央公民館運営事業費で2,200万ほどありますけれども、昨年度予算よりも増額となっている理由についてお聞かせください。

以上3点、お願いします。

藤井本委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの委員の質問についてお答えさせていただきます。

こちらのほうの指定管理をしている数でございますが、現在57か所ございます。それと指定管理以外での数ということでご質問もございましたが、現在10か所ございます。

続いて、公民館の整備事業補助金についての質問についてお答えさせていただきます。現在、インターネット回線というのを整備しているところは現在はありません。補助の対象というのが、建物の新築、増築また改築の場合、それとあと施設及び設備の修繕または改修。あと施設運営に必要な機器及び備品の購入の場合ということでの補助を対象としております。

それと、中央公民館の運営事業での昨年度よりも増額となった理由ということでのご質問についてお答えさせていただきます。こちらの増額理由ですが、大きな点といたしまして、会計年度任用職員の関係での金額の増となっております。

こちらにつきましては、令和6年度の当初では2名と、あと夜間が2名で4名でなっておりましたが、途中で1名を増員しております。こちらの理由といたしましては、文化会館での職員が、当初は2名と夜間2名、途中で1名での5名でやっておりました。令和7年度につきましては、當麻文化会館の休館に伴いまして、一部の業務をこちらの中央公民館で対応いたすために、会計年度任用職員を1名増やした形での合計6名でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 そのインターネット回線という具体的などこ出たんだけど、これは運営上必要ということに含まれるということでもいいんですね。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 今現在では対象とはなっていないんですが、こちらにつきましては、建物までの引込みの部分のみ対象になるかもわかりませんので、今後、可能であるかを研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。公民館分館の指定管理ということですがけれども、指定管理外の10か所という公民館ですね。これはどういう形態で管理ということになっているのか。行政が直接やっておられるのか、いやいやこれは地元所有なので地元でとかいうこと。いろいろあるかと思います。それについてお聞かせください。

それから、2点目のインターネット回線の接続等のことですが、これは要望ということになるかと思うんですが、今、高齢者の方もユーチューブをよく見ておられるんですよ。ユーチューブでいろんな情報がありますから、公民館活動の中でユーチューブを見て、健康体操も含めたり、いろんなこともできますし、カラオケを公民館でやっておられるところもありますけれども、インターネット回線を使うと非常にやりやすかったり。公民館活動の中でこれから必要なと。災害時等いろんなときにもWi-Fi機器を使えば、いろいろできますので、時代に合わせて、そろそろそういうふうなことも対象にしていだけたらありがたいなと思いますので、よろしくご検討ください。

それから、3つ目ですがけれども、中央公民館の管理運営事業については分かりました。當麻文化会館のお仕事も引き受けるということになるので、増えたということ。

藤井本委員長 そやから指定管理以外の10か所。

谷原委員 そうですね。それだけ。

藤井本委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの指定管理以外での10分館でございますが、こちらにつきましては、先ほどの指定管理をさせてもらっております公民館と同様の活動をされておりますので、こちらにつきましては、指定管理委託料と同様の算定での地域分館活動事業費としての補助金として交付をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 その形はどないなってるの。

(「指定管理ではない」の声あり)

藤井本委員長 でないんやったら、委託なのか直営なのか。お問いはそういうことやんか。

(「分からなかったら、後で」の声あり)

藤井本委員長 津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本でございます。

こちらの今の10か所につきましては指定管理でもないので、契約としてはしておりませんが、活動されている活動事業費としての補助金として、同等の内容でのお渡しをさせてもらっている形でございます。契約ではしておりません。

藤井本委員長 ということは直営になるわけやね。じゃないの。建物そのものは。部長。

(「建物は直営」の声あり)

藤井本委員長 今のは、市の施設というのは直営か指定管理するかどうかで、指定管理してないということは直営になんねけども。そやんね。で、指定管理と同じ補助金を支払っているという。お金の動きは分かるんだけど、形はどうなってるかという。指定管理じゃないということは直営ですかという。指定管理にしようと思ってんねけど、契約がまだやとかいう、そういうものなのか。

津本課長。

津本生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、津本です。

こちらにつきましては、建物自体、地元で建設されたとか、あと昔で言いましたら、よくお寺とかの一画を集会所みたいな感じで使っておられたということでの延長での分館という形で活動されておりますということになります。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 指定管理者制度について整理をしてくださいということで、この間言ってきたんですが、一応、分館として、それ多分、公民館条例別表に載っているんですかね。載ってなかったら市の施設ではないので、そこでやられてる活動でお金を払うと。そこが選挙の投票所になれば、当然、借り賃をお払いするというふうなことになるかと思うので。分かりました。載ってないということで。もう一回、それだけ。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 施設、建物の整理ということでしたら、今おっしゃっていただいたとおりなんです。公民館条例に載っているところは全て指定管理させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 分かりました。ほかに。

吉村委員。

吉村委員 じゃ、2点お伺いをいたします。

予算書は179ページです。7目図書館費についてお伺いいたします。

まず最初、図書館システムデータ移行業務なんですけど、これは予算案の概要のほうにまわってます。59ページです。現行の図書館システムの契約期間が終了すると。それに伴って新システムへの入替えを行うということで、いろいろなものを足して688万3,000円を見込んでおられるということなんですけど、現行システムから新システムに移行されるということは、当然改善される部分、そういうのはあるかと思いますが、それからまた新たに要望も受けられて加わる機能というのもあるかと思うんですが、それはどういったものがあるのかということをお伺いをいたします。

それからもう一つ、今度は179ページ、同じく17節備品購入費で図書購入費として700万円が上げられておりますけれども、現在、図書館は当麻図書館と新庄図書館の2館体制でやっています。それに合わせる蔵書構成になっていると思うんですが、令和8年度中にいよいよ当麻複合施設が開館するというので、それを見越して、恐らく当麻複合施設の設置に見合ったタイトルであるとか、あるいは蔵書構成等考えておられるんじゃないかなと思うんですが、その辺りについてお伺いをいたします。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

令和7年度に入替えを検討しています新しい図書館システムの件でございますが、改善される点といたしましては、セキュリティの強化を図っておるところでございます。あと、新しく導入いたします機能といたしましては、セルフ貸出機の機能を検討しております。スーパーのセルフレジと同じ仕組みで、利用者が自分で図書のバーコードを読み込んで本の貸出しをするものでございます。

それから、スマホの利用券の機能も取り入れたいと思っておるところでございます。利用者のスマホの画面に図書利用券を表示するものでして、実際に表示された図書利用券から本の貸出しを行うことができます。それから、利用券の登録を自宅で行える電子申請の機能や、また利用者の読書履歴を保存する機能を新たに加えたいと思っております。そのほかには、図書館のホームページの構築等もまた検討しているところもございます。

以上でございます。

すいません、もう一つ。新しい当麻図書館の蔵書方針の方向性でございますけれども、前にも少しお話しさせていただいたことがあるかと思いますが、今まで図書館を利用したことのない方にもぜひ利用していただきたいと思っておりますので、本を借りるとか調べものをするとか、そういう目的などなくても、気軽に来ていただける図書館をつくりたいと思っております。

収集する資料につきましては、知識の入り口や物語の入り口となるような、基本的で入門的な実用書をはじめ、利用者がよく利用しております大衆小説や中高生に人気があるライト

ノベルなどを中心に収集したいと思っていますところでは。

また、児童書は新庄図書館、當麻図書館両館でも充実させたいと思っております。将来にわたっての読書習慣をつけるためには、子どものときから本に親しむことはとても大切でありますので、子どもたちが自発的に手に取りたくなるような本を選定したいと思っております。

それから、新庄図書館につきましては、学びを深めまして、知識をより増やすことができる専門的な資料の収集を行っていききたいと思っております。

蔵書をどのように構成するかということは、図書館をどのように運営するかということに結びつくものであると思っておりますので、新庄図書館と當麻図書館がそれぞれ果たす役割というものを考えながら、資料の収集というものを行っていききたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 見本みたいな答弁やな。

吉村委員。

吉村委員 今まで、もともと當麻図書館、新庄図書館の2館体制で、今度は當麻文化会館のほうに移って、2館体制は2館体制なんですけど、今お話を伺った中で、今まで利用したことのない層の方に利用していただきたいということで。確かに複合化することによって、今まではわざわざ図書館に行こうと思って来られた方以外の方も来られると思いますので、それをしっかりやっていこうということで、承知いたしました。

また、児童書につきましては、當麻図書館、もともとすごく充実してたんですけども、新庄図書館のほうも、もちろん當麻のほうも充実させていきたいと。そしてライトノベルとかそういった入り口、知識、物語になるということ、分かりました。そうしますと、2館体制になって、今までは2つ図書館があったというイメージやったんですが、そこら辺をきちっと役割分担を図っていくということで、分かりました分かりました。これについては承知いたしました。

それから、あと新システムによって、もちろんセキュリティ強化と同じく、今セルフ貸出機、新しい図書館というのはありますし、それからスマホ利用券もあると。私も本を借りたかなと思って行ったときに、うっかりして図書券を忘れていって、入り口でしもたと思って帰ったこともありますんで、それあるといいかなと思います。

1点、ちょっと気になったのが、利用者の読書記録を残すという機能があるというふうに今伺ったんですけども、図書館というものは利用者のプライバシーを守るということは絶対に必要な条件だというふうに思います。このことについて、例えば本人以外が、この人はどんな本を読んでんねやと、思想的なことも含めて、そういうことを見られるということになったら困るかと思いますので、この辺り、再度詳しく説明をお願いします。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

利用者の方のプライバシーにつきましては、利用者の方が本を返されますと、一切、図書館のほうには記録は残らないシステムになっておりますので、図書館の職員が知り得ること

はございません。

今回導入いたします利用者の読書履歴につきましても、職員がそれを見ることは一切ありませんし、見ることもできませんので、そういうふうなところはしっかりと守っていただけると思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。従来から、本を返したら、その記録は一切残らない、これはどこの図書館でも、公共図書館、大学図書館も含めてそうになっているということだと思います。これは個人が管理するというか、その人の記録として個人で残せるというふうな機能ですね。承知いたしました。

當麻複合施設につきましても、これからある意味、葛城市の新しい施設として顔となっていくところもあるかと思いますので、その辺り、蔵書のほうもしっかりと選んでいただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 よろしくお願いいいたします。私は予算書176ページの一番下段にあります當麻文化会館の管理事業。3月の末で閉館ということなのですが、これまでも利用歴というのは年数的にはかなりたって、地域の人たち、また葛城市全体でいろいろな活動にお使いになられたと思いますが、ここの貸館の施設ということは理解をしているわけなんですけれども、この中で減免規定というのがありまして、その減免規定の中で非常に曖昧な規定になっているのではないかというふうに思うところがあります。

以前からも、例えば地域の子どもの会の活動とか育成会の活動を一緒にしているような中で、6年生を送る会とかそういう活動をするのに、理由は様々だと思うんですけども、地域のところで使えないので文化会館を利用するという履歴はあったと思うんですけども、その際、減免の規定の中で解釈が難しいのかどうか分からないんですが、減免になった年もあると。でも今はなっていないと。そういうばらつきがあったように思うんです。それが細かいことは全体でもいろいろあると思うんですけども、そんな中で内規というのがどのように組まれているのか分からないんですが、例えば子ども会というのを例に出しまして、子ども会育成会というのは市の市子連に入ってますよね。そういう市の中で団体に入っている大勢で取り組む、個人ではないような団体が活動するときに減免にならないという事例がありました。

この辺りが、これから次、これが文化会館複合施設になって、また指定管理等の絡みも出てくると思うんですけども、當麻文館はその周り、公民館というのがなかなかないエリアなんですね。だから公民館として利用しようと思うたら、新庄、中央公民館のほうに行かないといけないという、そういった地域のいろんな事情の中で貸館のところを利用することが頻度としてはあるわけなんですけども、そういった子どもたち、団体とするような取組に対して減免の規定がどないなってるのか。文化活動ですから、文化協会等の通常の申込みをされ

ている方なんかは減免になっているかと思うんですが、私が今問わせていただいているような地域の子ども会とか、そういったところにどのような運用をされるのかというところは一度お聞きをしたいなと。そこ辺りをこれから整理していってもらえるのかどうか分からないんですけども、もう文館、閉館しますので、将来的なこともありますのでね。

地域からいうと、そういう意味では非常に使いにくかった。というのは、調理室も結構高いんですね。調理室なんかも5,000円。地域の……。中公へ行ければあれなんですけど、なかなか徒歩でも行きにくいというのもあるので、そういった活動も今までもされてた中で、住民から使用料については、だからもう使わない、高いから使わないと。こういうことになったら、地域活動というのがだんだん縮小していくと思うんです。市民さんも誰もが、もちろんエリア的には全てのことなんですけど、もし中公が空いてなかったときに、どんなふうな使い方ができるのか、運用も含めてね。この貸館事業というところにはまってる文化会館のこれからの将来的なことも含めて、今この内規の中で減免というのはどんな範囲であるのかというところ辺りも、説明を一度していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

當麻文化会館に限らず、社会教育施設であるとか体育施設であるとかというのは、条例の中で使用料の減免というところで規定をさせていただいております。

条例の中には詳しくうたわせてはいただいておりませんので、内部規定という形、内規という形で運用させていただいているところです。各施設とも内部規定が全部統一されているかという、利用の団体であるとか、利用の仕方であるとかによって、内規は全て統一されているわけではございません。

今、ご質問いただいております當麻の文化会館につきましても、同じく内部規定というのは設けさせていただいているところです。主なものといたしましては、その減免の内規でどのようなものがあるかというところでございますけれども、主には市が主催する行事でありますとか、保育所、小学校、学校の行事でありますとか、市の補助団体の全体的な行事とか、あと市の文化協会の発表会、こういったものについては全額を免除するというような規定になっております。

そのほか、文化協会の発表会の練習とか、規定が細かくありますけれども、そういう活動に対しましては、一部免除しますよというような規定になってございます。

基本的には、貸館している中で使用料というのは、減免の規定に基づきまして使用料をいただいているというところで運用はさせていただいております。

今、川村委員さんがおっしゃいました、過去には取っていないときもありました、今は取っていますというようなこともご質問の中にあつたかと思うんですけれども、そういったことがあつたのであれば、しっかり整理をして、今後見直していかなければいけないというふうに考えております。

今回、當麻の文化会館というのはこの3月の末で休館いたします。新たに複合施設というところに向けて、今後運用していくわけですがけれども、その間、来年度につきましても、各

施設においてもそうですけれども、今の子ども会の活動に対しては、今この減免規定の中にはしっかりと設けておりません。規定というののもいつからこれを運用しているかというところもあると思いますけれども、今後、いろんな活動状況ですとかをしっかりと調査なりさせていただいた上で、どういった運用で使っていただくのがよいのか、使用料に対してですね。そういうところも研究しながら、またいろいろ定めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 ぜひお願いしたいと思います。子育てに厚い葛城市ということですね。子ども会もなくなってるとこもあって、こうやって大勢で取り組んでいる活動自体が。當麻スポーツセンターとかだったら、スポーツをするんだったらというところで、子どもさんたちに対するいろんな利用の仕方とかあると思うんですけど、文化活動やったら、そしたら体育館は使えないわけですから。目的が非常に、子どもたちってバラエティーに富んだ活動の仕方をするわけなんで、そのときにちょっと柔軟的な運用ができるような体制。ほんとに子育てしやすいまちと、近畿でもとても、住みよさランキングというのものもあるわけですから、子どもたちに対しては、個人ではないので、その活動について見直していただけるといような方向で考えていただきたいなと。

とても活発なんですよ。活発やいうことは、市長もよく言われるように、子どもの声が響き渡るような、そんなエリアであるんですから、それはうれしいことです。だから、子どもさんたちに対して、今、給食費とか学童とかそういったことも非常に手厚くなってる。そういった文化活動に対しても、それを見守っていく体制がきちりできていうことはすばらしいことなんで、その辺りに対しての内規の整理。これ次でもまた毎年されるのかもわからないし、文館なかったら、しばらくどうすんのか分かんないんですけども、その方たちが使いやすいような全体的な内規の統一というか整理をしていただけるような体制を庁内全体で考えていただきたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 ただいまの川村委員のお話ですけども、この件については私も聞き及んでおります。先ほど教育部長からのご答弁ありましたけども、過去がどうであったかというのをどこまで遡っていいかという問題もありますし、仮にそれが遡れないとしても、現状として利用者で混乱が起こっているというのは間違いない話なんで、そこは一旦整理した上でやっていただきたい。今、川村委員おっしゃったように、減免の規定というのが条例の制定されている中にはうたってなくて、規約、規程のところであっている。しかもそれが統一されてないというところに問題の根幹があるのかなという気がします。

ですから、全庁的に、教育委員会が一番、貸館とか文化活動の窓口になってるとこ多いんですけど、そこまず見直していただく。

それと、もう一つは、新しい複合施設になった場合、教育委員会だけじゃなくて、指定管理となった場合は市長部局も関係する話になるかと思うんです。指定管理事業者がその規定

に沿って対応していかなとあかん。そういったときに、市長部局を交えた上で統一したルールというか、そこをやっていかないと、ますますまた混乱に拍車がかかる可能性がありますんで、そこをまず一緒に考えていってほしいと思います。

もう一つ、新たな文化会館、休館中の対応です。今、活動されている方が困られるわけですので、その辺の対応も、これは減免云々じゃなくて、利用者のほうにうまくアナウンスしてあげて、活動にできるだけ支障ないように。支障は当然出るんですけども、利用される方ができるだけ不便を感じないような感じの対応も含めてお願いしておきたいと思いますんで、よろしくお願いしときます。

藤井本委員長 要望ということで、意見ということでいいですか。

次、進めます。ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお聞きします。まず1つは、事前に調べていただくように通告してたらよかったんですけど、答えられなかったら後でも構いませんので、よろしくお願いします。

ページ数は179ページになります。8款、5項、7目の図書館運営事業の中の17節備品購入費の図書購入費ということですが、市の職員の方が実際働く上でいろいろと勉強せなあかん、書籍が読みたい。そのときに職員さんが葛城市の図書館で図書購入をされるということもあろうかと思うんです。ないかもわかりません。これどうなってるんでしょうか。

つまり聞きたいのは、私この前、図書館へ行って、新刊のとこをずらっと見たときに、行政の専門の方が読むような本が結構あって、非常に参考になりました。議会図書はあるんですけども、行政の方はどういう働き方でどういうことに興味持ってやっておられるか、結構いろんな分野が入っていたので、それは葛城市在住の他市の職員の方が申し込んで希望図書を出されているんかもわからないし、よく分からなかったんです。私は職員さんがしっかり勉強する上で、図書購入費がどうなってるんかなとそのとき思ったので、今回、予算書をいろいろ見たんですけども、図書購入費というようなことで出てるのはここしかないの、図書購入費ですね。実態として葛城市の図書館のほうで図書の購入で行政職の方の専門的な書籍とか、そういうのがどのように入っているのか。逆に言えば、枠があって、この範囲だったら行政職の方は買えますよとか、希望を出してくださいと職員さんにも言うてはんのか。そこら辺がどうなってるのか興味がありまして、よろしくお願いします。

あと一個。もう一つは180ページ、8款、5項、8目の歴史博物館運営事業費です。966万4,000円ですけども、予算案の概要の59ページになりますけれども、ここに特別展の開催事業費の増額があります。これはどういう増額か教えてください。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

行政に関する資料の購入につきましては、他課の方からこのような本を入れてほしいというような要望もありまして、そのような要望も受けて購入するものもありますし、そういうふうな要望を私たちは参考にいたしまして、こんなもあればまた生かしていただけるのではないかとこのふうなところで判断して購入しているというのが現状でございます。できる

だけ庁舎内の業務でも活用していただけるような資料というのを幅広く導入していきまして、市民の方でも、直接に市役所にお勤めの方もいらっしゃると思いますので、市民の方にも役立てていただけるような資料の構成というのも考えながら購入しているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。

特別展開催事業の予算の増額の理由でございますけれども、主に2つございます。1つは、展示品輸送等作業委託料の増額、それから印刷製本費の増額でございます。展示会は一回一回それぞれに内容が異なりますので、展示会ごとに資料の借用点数ですとか借用先というのが変更になります。令和7年度に行う特別展につきましては、6年度に比べて、員数的に日数的にも必要だということで、それを根拠に仕様書を作成しまして見積りを徴してという形になりますので、そういった展示品輸送に係る経費が増減しているということでございます。

増額の印刷製本費につきましても、刊行する図録のページ数によって増減いたしますので、令和7年度についてはこの104万3,000円の増額で要求をさせていただいているというところでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初に図書購入費ですけれども、課から、職員さんから要望があって買うものもありますということでお聞きしました。必要な図書だと私は思っているんですけども、ただこれは市民の方に開かれた図書館ということで、行政の方ばかりし身内で買ってどうするんだみたいなことばかり増えると具合が悪いから。これ枠はあるんですか。例えば700万のうち大体のめどとしてここまで抑えておこうとか、そんなことは特にあるわけではないということでしょうか。これ1つですね。

歴史博物館のほうですけど、開催日数が延びているということであつたわけですけども、これと関係するんですけど、図書とね。私展示見て、よく勉強されてるなと思って、やっぱり専門職の方が入られて展示もやっておられて、本当にすばらしい展示で、図書費相当かかっているんじゃないかなと。ご自身の勉強のためだからというのものもあるのかもわからんけれども、仕事のこともありますよね。だから私、ふと葛城市の職員の方はどうなってるんだろうと思って。我々議会は能力を上げよといういろいろ言うけれども、そもそもその環境となる図書費が全く計上されてなかったら、これ問題だなと思ったんですけど、歴史博物館にその図書費は入ったんですか。こそと入ったりとか。資料として買ってるとか。お答えください。すいません。

藤井本委員長 石川図書館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書購入の枠というものは、きっちりとしたものはないんですけども、やはりたくさんよく利用される本というのが購入数が多くなっていくというのが現状なんですけれども、ただ、利用者の方が図書館に来られたときに、この本ありますかという

ことでお尋ねされたときに、ありませんとは言えませんので、やはり幅広くいろんな種類の本を集めて収集していきたいと思っておりますので、その分野によって増減はありますけれども、広い分野を収集することは心がけているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。

図書購入費というのはございません。現状、ありません。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、図書館のほうとしては、広く市民の方に利用していただくので、幅広く集める。その中に行政の方が求めたのも入るというぐらいで、枠としてあるわけでもないということで、よく分りました。

歴史博物館のほうで図書費ということは計上していないということではありますが、私これは問題提起というようなことになりました、今回の質問。市長もぜひ考えていただきたいなと思うんです、教育長にも考えていただきたいと思いますけれども、職員が研修するに当たって、仕事上非常に必要な本もあろうかと思います。私が気になったのは、自治体D Xとかパソコン関係、コンピューター関係のことは職員さんも相当勉強しないと、結局コンサル任せになるんですよ。本当に職員が企画力も含めて構想力も含めて、そういう職員さんが育っていく上では、皆さんも勉強されてると思うんですが、それを環境としてバックアップするようなことが要るんじゃないかと思いますので、ぜひ市長もよろしくお考えいただいて、そういう問題意識で、ぜひ職員さんの資質向上のほうで環境を整えていただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 図書館で関連をお願いします。當麻複合施設ということで、従来の図書館のイメージから変わると思うんですね。私が期待してんのは、従来の図書館の利用をされてる方々のイメージ、プラスアルファのイメージが、館のイメージの写真見たかて、今まで利用されてない方の層もその対象として利用していただくようなイメージづくりかなというふうに理解してるんです。

その辺の演出というか、つくりであったり、蔵書の種類であったり、そういうふうなものも、今後オープンまで時間ありますけども、蔵書の中で幅広く、こんなもんもあるよというふうなお考えというのををお持ちなんかどうなんかな。

先ほちょっと吉村委員のところでお話ありましたが、極端な話したら、朝一番、おじさんが新聞を読みに来るというようなこともウェルカムやと。ちょっと温かいコーヒーを飲みながら新聞を読むというような人もいいですよ。いや、それ困りますというのか、そんなもんもひっくるめて。そういう寛大なというか、気軽に利用のできるような図書館づくりというものをイメージとして、私はあるべきかなと。

ほんで、これ私、道の駅のときもいろいろ同じような議論があって、2つ要らんという話

と2種類要するという話との争い。争いじゃないですが、議論があつて。最終的に私は2種類、當麻の道の駅のイメージ、特徴と、かつらぎの道の駅、それぞれの特徴があつて初めて2つが成り立つけども、同じようなつくりの同じような利用者のニーズに応えるものが2つあつてしまうと、2つ要らんというふうな話になっちゃうんで。私は特徴をつくっていただきたい、あえてね。特徴をつくっていただきたいというふうに思うんですけども、その辺のところは、こんな違いがありますよというアピールできるようでしたら、お聞きしたいです。

藤井本委員長 さっきも答えていただいているけど、それをもう少し詳しくお答えください。

石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いします。

新しくできる當麻図書館につきましては、にぎやかでにぎわいのある図書館にしたいと思っております。今、委員さんがおっしゃってくださいましたように、館内で新聞を読むときにコーヒーをちょっと飲む、また雑誌を読むときにコーヒーを飲むというようなことも許される、いえば自宅にいるような感覚でゆったりとした気分で図書館の本を楽しんでいただけるような雰囲気のものをつくっていきたいと思っております。

資料の収集のほうにつきましても、行きやすい図書館、行ってふっと本を手に取りやすいような雰囲気があつて、またそういう資料が並んでいるというような図書館をつくりたいと思っておりますし、1つ図書館の本にこだわらず、ボードゲームみたいなものも収集いたしまして、世代間の交流というのも図っていったらいいかなということも考えているところでございます。

新庄図書館につきましては、その反対でありまして、静かで落ち着いた雰囲気で本を読むことができるように、また、学びも深めていけるような資料の収集というところにこだわって図書館をつくっていきたいと思っておりますし、この當麻図書館と新庄図書館の2つで1つの総合図書館というものをつくっていけるように、これから図書館の中身というものを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 非常に期待どおりのお答えをいただきまして、ありがとうございます。

そういったわくわく感を住民の方に知っていただいて、早くできないかなと待ち焦がれるような情報というの、これから1年かけてしっかりと市民の方に伝えていただきたいというふうに思います。

マイナス思考で、當麻複合施設がイメージとして、市民の方からどうなんねん、ああなんねんみたいな不安を煽るんじゃないしに、期待を持っていただくような情報というの、案としてどんどん発信していただきたいというふうに思います。期待をしておりますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、8款教育費までの質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明後日、あさって21日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日も予定より遅くなりました。熱心にご審議いただきましたこと感謝申し上げます。ご苦勞さまでございました。

延 会 午後7時16分